

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第５７回） 議事次第（持ち回り開催）

令和４年１２月１３日（火）

（議 事）

１．令和４年度の調査票案について

（配布資料）

資料１ 令和４年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

資料２ 特例措置番号８１６の関連資料

参考資料１ 評価・調査委員会委員名簿

参考資料２ 評価・調査委員会専門部会委員名簿

参考資料３ 構造改革特別区域基本方針（評価・調査委員会関連部分抜粋）

令和4年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第58回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期	審議部会
厚生労働省	941	臨床試験専用病床 整備事業	省令	治験・その他の臨床試験 であって、健康な者(患 者以外の者)を被験者と して入院期間が概ね10 日以内で実施されるもの を行うための病床につい て、病室面積、廊下幅の 基準を緩和する。	1件 (国家戦略 特区)	平成30年度	令和4年度	医療・福祉・ 労働部会
文部科学省	816	学校設置会社によ る学校設置事業	法律	株式会社が学校を設置 することを可能とする。	25件	平成24年度 上半期	令和4年度	教育部会
経済産業省	1123	研究開発用海水温 度差発電設備の法 定検査手続不要化 事業	省令	研究開発のための海水 温度差発電設備につい て、安全性が確保される 場合、電気事業法に基 づく工事計画の届出や 安全管理検査の実施を 不要とする。	1件	平成18年度 下半期	令和4年度	地域活性化 部会
環境省	1308	特別管理産業廃棄 物の運搬に係るパ イプライン使用の特 例事業	省令	人の健康の保持又は生 活環境の保全上支障が 生じない場合、特別管理 産業廃棄物(廃酸など) の収集又は運搬に運搬 用パイプラインを用いる ことを可能とする。	1件	初評価 (平成20年度 のニーズ調 査により予定 していた評価 を行わなかつ たため)	令和4年度	地域活性化 部会
環境省	1310	ノヤギを狩猟鳥獣と する特例事業	省令	ノヤギを狩猟鳥獣とみな し、狩猟による捕獲を可 能とする。	5件	平成24年度 下半期	令和4年度	地域活性化 部会

※医療・福祉・労働部会並びに地域活性化部会の特例措置に関する調査票は、第56回本委員会(持ち回り)において、審議済み。

特例措置番号816の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 9 3
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1・・・・ 2 0 3
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 2 0 5
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 2 1 4
- ⑦ 参考：平成 2 4 年度上半期の評価意見・・・・・・ 2 2 0
- ⑧ 参考：評価・調査委員会による調査結果（平成 2 3 年度実施分）・・・・ 2 2 1
- ⑨ 参考：関係府省庁による調査結果（平成 2 3 年度実施分）・・・・ 2 5 3

学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816） （平成15年7月措置）

<これまで>

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

<取り巻く環境の変化>

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

株式会社が学校を設置することができる。

<主な要件>

- 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかなければならないこと。
- 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定計画数：50件（累計）
25件（令和4年10月末現在）

◎実際の取組事例

～ビジネス人材育成特区～

（平成15年10月認定）

実施主体：大阪市

大阪市では、様々な既存産業の効率化に役立つ「IT関連ビジネスの振興」を重点的に進めることとしており、海外でも通用するトップクラスの技術を持った専門人材の確保が喫緊の課題となっている。

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ即戦力人材を体系的に育成することで、大阪市の産業育成を図る。



②評価・調査委員会の調査票案

調査計画の概要

特例措置の番号	816
特例措置の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H16 下、H17 下、H18 下、H19、H20、H21、H24 上

1. 過去の評価結果の概要

平成 24 年度（上半期）の評価においては、

- 評価・調査委員会の調査では、英語教育、IT、不登校等の地域の特色ある教育機会を提供する場として機能している例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化等の効果が見られた。
- 関係府省庁による調査では、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体（以下、「認定団体」という。）の責務という3点すべてにおいて、平成 21 年度調査時点と同様、弊害が生じているという結果であった。
- このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されており、全国展開は適切ではないとの意見で一致。本特例措置の運営を見直し、その運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について、適当と認める時期に報告を求めることとした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

規制所管省庁による調査では、以下の問題点が認識された。

- 学校経営面では、通信制高校において特区外の民間教育施設で添削指導等を実施する事例等が確認された。
- 教育活動面では、通信制高校においてメディアを利用した場合の視聴確認や成果確認を行っていない事例や、大学において、専任教員や実務家教員の取扱や、教育課程等に関し疑義が呈される事例等が確認された。
- 認定地方公共団体における関係事務の実施状況では、高等学校以下の株立学校への評価に関し、評価方法及び公表方法が不適切な事例や、学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない事例等が確認された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

（下線部は本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目）

- 本特例措置の活用による教育上のニーズ
- 株式会社立の設置による教育行政への影響（小中学校のみ）
- 特例措置の活用による地域住民の反応
- 本特例措置の活用による経済的・社会的効果
- 効率的な学校運営のための工夫とその効果
- 本特例措置の活用における学校経営上懸念される問題
- 株式会社立の学校を設置することのメリット又はデメリット、学校法人制度の課題
- 本特例措置を活用している学校への入学動機、入学後の効果
- 本特例措置を活用している学校に対する教育サービス、経営面等への懸念点
- 通知文書についての遵守状況

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和4年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

【委員会審議用参考】

調査は以下の資料構成で関係機関等に配布する予定。

①小中学校が設置されている場合

調査票 1

回答票 1

調査票 2（小中学校用）

回答票 2（小中学校用）

別紙 1

②高等学校が設置されている場合

調査票 1

回答票 1

調査票 2（高等学校用）

回答票 2（高等学校用）

別紙 1～4

③大学が設置されている場合

調査票 1

回答票 1

調査票 2（大学用）

回答票 2（大学用）

別紙 1

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

回答票 1

Q 1. 基礎情報	
自治体名	
担当部署	
担当者名（フリガナ）	
電話番号	
メールアドレス	

Q 2. 特区計画について	
特区計画の認定日（当初）	
計画変更認定日 （複数回変更している場合は全て）	
特定事業の名称・番号	
特区の名称 （計画書本体の「構造改革特別区域の名称」に記載したもの）	

Q 3. 現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。		
1. 予定より進んでいる／実施している	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる／実施している		
3. 予定より遅れている／実施できていない		

Q 4. 本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。		
1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		
3. 発現していない		
4. わからない		
「4. わからない」を選択した場合はその理由・内容についてご記入ください。		

Q 5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。（任意）

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2 (各規制の特例措置毎に異なる質問項目)

特定事業番号	8 1 6
特定事業名	学校設置会社による学校設置事業
特定事業の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1 ～ Q 5 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。質問ごとに回答対象者（地方公共団体、学校設置会社、当該学校に通う児童生徒の保護者）が異なりますので、回答する際に、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

Q 6 <地方公共団体への質問>

株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

⇒ 回答欄 Q 6

Q 7 <地方公共団体への質問>

株式会社立学校の設置により、既存の教育行政あるいは公立学校に影響を与えたことがありますか。影響を与えたことがある場合には、その良い影響、あるいは悪い影響について、それが株式会社に起因するものか、校種によるものか等を含めて具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 Q 7

Q 8 <地方公共団体への質問>

以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 8

Q 9 <地方公共団体及び学校設置会社への質問>

本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 9

Q 1 0 <学校設置会社への質問>

学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。
また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

⇒ 回答欄 Q 1 0

Q 1 1 <学校設置会社への質問>

本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 1

Q 1 2 <学校設置会社への質問>

学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果(加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等)について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 2

Q 1 3 <当該学校に通う児童生徒の保護者への質問>

株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 3

Q 1 4 <当該学校に通う児童生徒の保護者への質問>

株式会社が小中学校の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

⇒ 回答欄 Q 1 4

以降は、平成 2 9 年 1 月 2 7 日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について(通知)」(以下、「通知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙 1 にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 知っていた
2. 知らなかった

⇒ 回答欄 Q 1 5

Q 1 6 <地方公共団体への質問>

平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特区法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況及び、構造特区法第12条5項の規定に基づき認定地方公共団体が毎年度行う学校評価の結果を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。審議会等の直近の運営状況についてご記入ください。（公表資料の添付でも可）

〈記入必須事項〉

- ・ 開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）
- ・ 議事項目
- ・ 認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘 等

⇒ 回答欄 Q 1 6

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。
（自由記述）

⇒ 回答欄 Q 1 7

Q 1 8 <地方公共団体への質問>

通知文書「第一 改正の概要1（2）」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項3（1）」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置 (Q 19へ)
2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結 (Q 19へ)
3. どちらの措置も講じていない (Q 20へ)

⇒ 回答欄 Q 18

Q 19 <地方公共団体への質問>

※Q 18で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 18で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 19

Q 20 <地方公共団体への質問>

※Q 18で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 20

Q 21 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項3 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第12条第3項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 把握・指導監督している (Q 22へ)
2. 把握・指導監督していない

⇒ 回答欄 Q 21

Q 22 <地方公共団体への質問>

※Q 21で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 22

Q 2 3 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 3 (3)」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第 12 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件（以下、「役員要件」という。）を満たしていることの確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 確認している (Q 2 4 へ)
2. 確認していない

⇒ 回答欄 Q 2 3

Q 2 4 <地方公共団体への質問>

※Q 2 3 で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 2 4

Q 2 5 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (1)」のとおり、構造特区法 12 条第 3 項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等（以下「業務状況書類等」という。）のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成 15 年文部科学省令第 17 号）第 1 条第 1 項に規定する事業報告書においては、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。

事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

<記載事項>

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 記載されている
2. 記載されていない

⇒ 回答欄 Q 2 5

Q 2 6 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (1)」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情

報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。
現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 2 6

Q 2 7 <地方公共団体への質問>

業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 行っている
2. 行っていない

⇒ 回答欄 Q 2 7

Q 2 8 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (2)」のとおり、構造特区法 12 条第 5 項に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすることとされています。

毎年度実施している学校評価の評価項目についてご記入ください。(自由記述。公表資料の添付でも可。)

<評価項目>

- ・ 学校の教育活動及び管理運営に関する事項
- ・ 事業報告書の記載事項に掲げる事項

⇒ 回答欄 Q 2 8

Q 2 9 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (2)」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、構造特区法第 12 条第 6 項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により、遅滞なく公表することとしています。

学校評価の結果を公表していますか。

「1」を回答した場合は、公表方法及び掲載ページ等についてご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 公表している(公表方法及び掲載ページ等記入)
2. 公表していない

⇒ 回答欄 Q 2 9

Q 3 0 ＜地方公共団体への質問＞

通知文書「第二 留意事項 5（2）」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、先述した審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）と併せて、毎年度、内閣府へ報告することとしています。

当該報告を実施していますか。

「1」を回答した場合は、報告に係るスケジュール等具体的な取組をご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 実施している
2. 実施していない

⇒ 回答欄 Q 3 0

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

回答票2

＜地方公共団体への質問＞

Q6. 株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

＜地方公共団体への質問＞

Q7. 株式会社立学校の設置により、既存の教育行政あるいは公立学校に影響を与えたことがありますか。影響を与えたことがある場合には、その良い影響、あるいは悪い影響について、それが株式会社に起因するものか、校種によるものか等を含めて具体的にご記入下さい。

＜地方公共団体への質問＞

Q8. 以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

＜地方公共団体及び学校設置会社への質問＞

Q9. 本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

教育上の効果

経済的効果

社会的効果

＜学校設置会社への質問＞

Q10. 学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。

また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

効率的な学校運営のための工夫

上記工夫による効果

株主等利害関係者からの学校の設置・経営についての意見

＜学校設置会社への質問＞

Q11. 本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

学校経営上懸念される問題（要件、手続き、他の法制度等お気づきの点）

上記の解決策

＜学校設置会社への質問＞

Q12. 学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果（加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等）について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。

株式会社立学校を設置した理由

学校法人設立と比較した株式会社立学校設置・運営のメリットや効果等

学校法人設立の支障となっている点やデメリット等

学校法人として学校設置・運営が可能であるとした場合、株式会社設立とどちらが好ましいか

学校法人関係の制度の問題点、改善策等

＜当該学校に通う児童生徒の保護者への質問＞

Q13. 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

株式会社立の学校への入学を選んだ理由

入学後の効果等、お気づきの点

＜当該学校に通う児童生徒・保護者への質問＞

Q14. 株式会社が小中学校の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

以降は、平成29年1月27日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（以下、「通知文書」という。）に基づいた設問となります。当該文書を別紙1にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

＜地方公共団体への質問＞

Q15. 通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 知っていた 2. 知らなかった	⇒	回答欄
「2. 知らなかった」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q16. 平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特別区域法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況及び、構造特区法第12条5項の規定に基づき認定地方公共団体が毎年度行う学校評価の結果を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。

審議会等の直近の運営状況についてご記入ください。（公表資料の添付でも可）

記入必須事項	開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）
	議事項目
	認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘
上記以外に、特筆すべき事項があればご記入ください。（自由記述）	

＜地方公共団体への質問＞

Q 17. 審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

Q 18. 通知文書「第一 改正の概要 1 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項 3 (1)」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

あてはまるものを選択

1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置 (Q 19へ)
2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結 (Q 19へ)
3. どちらの措置も講じていない (Q 20へ)

⇒

回答欄

＜地方公共団体への質問＞

※Q 18で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 19. Q 18で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

※Q 18で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 20. なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

Q 21. 通知文書「第二 留意事項 3 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第 12 条第 3 項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法 12 条第 2 項第 1 号に定める

要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 把握・指導監督している（Q22へ） 2. 把握・指導監督していない	⇒	回答欄

「2. 把握・指導監督していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※Q21で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q22. 構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q23. 通知文書「第二 留意事項3（3）」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第12条第2項第2号及び第3号に規定する要件（以下、「役員要件」という。）を満たしていることの確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 確認している（Q24へ） 2. 確認していない	⇒	回答欄

「2. 確認していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※Q23で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q24. 役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q25. 通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、構造特区法12条第3項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等（以下「業務状況書類等」という。）のうち、文

部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。

事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

〈記載事項〉

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況

あてはまるものを1つだけ選択 1. 記載されている 2. 記載されていない	⇒	回答欄
「2. 記載されていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

〈地方公共団体への質問〉

Q26. 通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。（自由記述）

--

〈地方公共団体への質問〉

Q27. 業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 行っている 2. 行っていない	⇒	回答欄
「2. 行っていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

※「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

〈地方公共団体への質問〉

Q28. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、構造特区法12条第5項に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組

織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすることとされています。

毎年度実施している学校評価の評価項目についてご記入ください。（自由記述。公表資料の添付でも可。）

〈評価項目〉

- ・ 学校の教育活動及び管理運営に関する事項
- ・ 事業報告書の記載事項に掲げる事項

＜地方公共団体への質問＞

Q29. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、構造特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により、遅滞なく公表することとしています。

学校評価の結果を公表していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 公表している 2. 公表していない	⇒	回答欄
「1. 公表している」を回答した場合は、公表方法及び掲載ページ等についてご記入ください。		
「2. 公表していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q30. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、先述した審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）と併せて、毎年度、内閣府へ報告することとしています。

当該報告を実施していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 実施している 2. 実施していない	⇒	回答欄
「1. 実施している」を回答した場合は、報告に係るスケジュール等具体的な取組をご記入ください。		
「2. 実施していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

質問はこれで終わります。ご協力ありがとうございました。

府 地 事 第 7 8 号
28文科初第1401号
平成29年1月27日

構造改革特別区域法第12条第1項 殿
の認定を受けた各地方公共団体の長

内閣府地方創生推進事務局長
佐々木 基

文 部 科 学 事 務 次 官
戸 谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業においては、一部の広域通信制高等学校により、特区法第4条第11項に規定する認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）に記載された構造改革特別区域の区域外で、面接指導等（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項に規定する添削指導、面接指導及び試験をいう。以下同じ。）が実施されていたこと、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に照らして著しく不適切な面接指導が行われていたこと等が明らかになり、構造改革特別区域制度への信頼を揺るがしかねない事態が生じました。このことを踏まえ、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（下記第一及び別添1参照）。

これに伴い、学校設置会社による学校設置事業の適正な実施のため、特に御留意いただきたい事項を下記第二のとおりまとめましたので、認定地方公共団体においては、基本方針の改正事項と併せて十分御了知の上、特区法及び学校教育関係法令に基づく適切な対応を行っていただくとともに、所轄する学校において不適切な学校教育活動が行われている場合には、学校設置会社に対して改善を促すなどにより、学校設置会社による学校設置事

業の適切な運用に努めていただくようお願いします。

なお、下記第一の１（２）のとおり、認定地方公共団体は適切な指導監督体制を確保しなければならないこととされたことに伴い、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事に対して別添２のとおり通知しておりますので、併せて御承知置き願います。

記

第一 改正の概要

１ 特例措置の内容

（１）審議会等の役割等

審議会等は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されていることを踏まえ、審議会等の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会等の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものであることを明確化したこと。

（２）認定地方公共団体の指導監督体制等

認定地方公共団体は、次のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこと。

- ① 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、
- ② 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること

２ 同意の要件

地方公共団体が提出した認定計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されることを、新たに文部科学大臣の同意の要件にしたこと。

- （１）改正後の別表１の「特例措置の内容」に記載されている２．（１）及び１１．の事項の内容が確保されていること
- （２）認定地方公共団体において、改正後の別表１の「特例措置の内容」に記載されている２．（２）及び（３）の事項の内容が確認されること
- （３）学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

第二 留意事項

1 構造改革特別区域計画への記載事項

基本方針の改正の趣旨を踏まえ、構造改革特別区域計画の認定の申請に当たっては、次に掲げる事項を同計画に記載すること。

- ① 地方公共団体に設置する審議会等の体制（構成員の数、構成員の属性）
- ② 地方公共団体の事務局体制等の整備状況（学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員の配置状況又は当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結状況）
- ③ 認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外の施設において面接指導等を行わないこと
- ④ 学校設置会社において、学校の経営に必要な財産等が確保されていること
- ⑤ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が、特区法第12条第2項第2号及び第3号に定める要件（以下「役員要件」という。）に適合することを確認すること
- ⑥ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

2 審議会等の活動状況

審議会等の役割等に係る特例措置の内容の改正の趣旨を踏まえ、特区法を所管する国においても、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）を下記5（2）の学校評価の結果と併せて、毎年度、内閣府へ報告すること。

3 認定地方公共団体の指導監督体制等

（1）適切な指導監督体制の確保

特例措置の内容の改正を踏まえ、認定地方公共団体は、特区法第12条第1項の認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

（2）学校設置会社の資産に係る要件の確認

認定地方公共団体は、特区法第12条第3項の業務状況書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の確認等を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこと。

（3）学校設置会社の役員に係る要件の確認方法

認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により役員要件を確認すること。また、役員の交代の都度、役員要件を満たしていることを確認するこ

と。

(4) 通信制の課程を置く高等学校に対する指導監督

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（28文科初第913号）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこと。

4 面接指導等を行う区域

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外で行うことはできないことに留意すること。

5 その他

(1) 事業報告書の記載事項

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第3項の規定に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業の状況が具体的に明らかになるようにすること。

- ① 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ② 学校の経営に必要な財産等の状況
- ③ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等を実施した施設の状況
- ④ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、連携施設（上記3（4）通知別添の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

また、適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、事業報告書については、貸借対照表及び損益計算書と併せて、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこと。

(2) 学校評価の評価項目

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第5項の規定に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすること。

① 学校の教育活動及び管理運営に関する事項

② 上記事業報告書の記載事項に掲げる事項

また、学校評価の結果については、特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により遅滞なく公表するとともに、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告すること。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

府地事第78号
28文科初第1404号
平成29年1月27日

各都道府県教育委員会 殿
各都道府県知事

内閣府地方創生推進事務局長

佐々木 基

文部科学事務次官

戸谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業の運用の改善に伴う対応について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（別添参照）。

これにより、基本方針の別表1における学校設置会社による学校設置事業の「特例措置の内容」において、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、①学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、又は、②当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること、のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保しなければならないこと（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）が定められました。

これに伴い、今後、学校設置会社による学校設置事業を実施している認定地方公共団体又は同事業を実施しようとする地方公共団体から、貴都道府県又は都道府県教育委員会に対して、当該地方公共団体における指導監督体制の整備についての相談や、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結の申出等がある場合がありますので、

各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、当該地方公共団体における学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する者の配置状況を踏まえつつ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かななければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

質問票 2 (各規制の特例措置毎に異なる質問項目)

特定事業番号	8 1 6
特定事業名	学校設置会社による学校設置事業
特定事業の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1 ～ Q 5 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。質問ごとに回答対象者（地方公共団体、学校設置会社、当該学校に通う生徒、当該学校に通う生徒・保護者）が異なりますので、回答する際に、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

Q 6 <地方公共団体への質問>

株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

⇒ 回答欄 Q 6

Q 7 <地方公共団体への質問>

以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 7

Q 8 <地方公共団体及び学校設置会社への質問>

本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 8

Q 9 <学校設置会社への質問>

学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。
また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

⇒ 回答欄 Q 9

Q 1 0 < 学校設置会社 への質問 >

本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 0

Q 1 1 < 学校設置会社 への質問 >

学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果(加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等)について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 1

Q 1 2 < 当該学校に通う生徒 への質問 >

株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 2

Q 1 3 < 当該学校に通う生徒・保護者 への質問 >

株式会社が通信制高校の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

⇒ 回答欄 Q 1 3

以降は、平成29年1月27日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について(通知)」(以下、「通知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙1にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

Q 1 4 < 地方公共団体 への質問 >

通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 知っていた
2. 知らなかった

⇒ 回答欄 Q 1 4

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

平成 2 9 年 1 月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特区域法（以下、「構造特区法」という。）第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項 2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係る P D C A サイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況及び、構造特区法第 1 2 条 5 項の規定に基づき認定地方公共団体が毎年度行う学校評価の結果を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。審議会等の直近の運営状況についてご記入ください。（公表資料の添付でも可）

<記入必須事項>

- ・ 開催状況（最低でも直近 3 回程度の開催状況がわかるもの）
- ・ 議事項目
- ・ 認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘 等

⇒ 回答欄 Q 1 5

Q 1 6 <地方公共団体への質問>

審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。
（自由記述）

⇒ 回答欄 Q 1 6

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

通知文書「第一 改正の概要 1（2）」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項 3（1）」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置（Q 1 8 へ）
2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結（Q 1 8 へ）

3. どちらの措置も講じていない (Q 19へ)

⇒ 回答欄 Q 17

Q 18 <地方公共団体への質問>

※Q 17で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 17で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 18

Q 19 <地方公共団体への質問>

※Q 17で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 19

Q 20 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項3 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第12条第3項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 把握・指導監督している (Q 21へ)
2. 把握・指導監督していない

⇒ 回答欄 Q 20

Q 21 <地方公共団体への質問>

※Q 20で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 21

Q 22 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項3 (3)」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第12条第2項第2号及び第3号に規定する要件(以下、「役員要件」という。)を満たしていることを確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満

たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 確認している (Q 2 3 へ)
2. 確認していない

⇒ 回答欄 Q 2 2

Q 2 3 <地方公共団体への質問>

※Q 2 2で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 2 3

Q 2 4 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 3 (4)」のとおり、学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について(通知)」(28文科初第913号)に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこととしています。

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)は、平成30年3月及び令和3年3月に「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」において方策が提言されたことを踏まえ、改訂を行っています。

ガイドライン(及び通知)に基づき、適切な指導監督を実施できていますか。

「1」を回答した場合は、具体的な取組についてご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. できている
2. できていない

⇒ 回答欄 Q 2 4

Q 2 5 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 4」のとおり、学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、構造特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域外で行うことはできないこととされています。

現在、株式会社立の学校において実施されている面接指導等は特区区域内で行われていますか。

1. 特区区域内で行われている (Q 2 6 へ)
2. 特区区域外でも行われている (Q 2 7 へ)

⇒ 回答欄 Q 2 5

Q 2 6 <地方公共団体への質問>

※Q 2 5で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

株式会社立の学校で実施される面接指導等が特区区域内で行われていることをどの様な方法で確認していますか。具体的な方法についてご記入ください。

⇒ 回答欄Q 2 6

Q 2 7 <地方公共団体への質問>

※Q 2 5で「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

内閣府では、過去3回（東日本大震災、熊本地震、新型コロナウイルス感染症対策下）にわたり、（一定の条件下であれば、）特区区域外での面接指導等を認めることとする事務連絡文書（別紙2～4）を発出しております。当該文書の活用状況について、以下の選択肢から選択してください。

1. 今でも活用している（Q 2 8へ）
2. 過去活用していたが、今は活用していない（Q 2 9へ）
3. 今まで活用したことはない（Q 2 9へ）

⇒ 回答欄Q 2 7

Q 2 8 <地方公共団体への質問>

※Q 2 7で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 2 7で述べた3つの事務連絡文書うち、どの事務連絡文書に基づいて面接指導等を実施している状況ですか。加えて、当該事務連絡文を活用して特区区域外での面接指導等の実施を開始した時期及び今後の対応方針（特区区域内での面接指導等の実施開始に向けた取組及びスケジュール等）について、ご記入ください。

⇒ 回答欄Q 2 8

Q 2 9 <地方公共団体への質問>

※Q 2 7で「2」及び「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

なぜ面接指導等が特区区域外で行われている事象が生じたのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。（自由記述）
※なお、当該状況を早急に解消すべく、学校設置会社に対して速やかに指導監督を適切かつ確実に実施願います。

⇒ 回答欄Q 2 9

Q 3 0 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、構造特区法12条第3項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等（以下「業務状況書類等」という。）のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書において

は、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。
事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

〈記載事項〉

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況
- ・ (広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合) 面接指導等を実施した施設の状況
- ・ (広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合) 連携施設（ガイドラインで定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 記載されている
2. 記載されていない

⇒ 回答欄Q30

Q31 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項5(1)」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。(自由記述)

⇒ 回答欄Q31

Q32 <地方公共団体への質問>

業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 行っている
2. 行っていない

⇒ 回答欄Q32

Q33 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項5(2)」のとおり、構造特区法12条第5項に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎

年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすることとされています。

毎年度実施している学校評価の評価項目についてご記入ください。(自由記述。公表資料の添付でも可。)

〈評価項目〉

- ・学校の教育活動及び管理運営に関する事項
- ・事業報告書の記載事項に掲げる事項

⇒ 回答欄 Q 3 3

Q 3 4 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (2)」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、構造特区法第 12 条第 6 項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により、遅滞なく公表することとしています。

学校評価の結果を公表していますか。

「1」を回答した場合は、公表方法及び掲載ページ等についてご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 公表している (公表方法及び掲載ページ等記入)
2. 公表していない

⇒ 回答欄 Q 3 4

Q 3 5 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (2)」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、先述した審議会等の運営状況 (開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等) と併せて、毎年度、内閣府へ報告することとしています。

当該報告を実施していますか。

「1」を回答した場合は、報告に係るスケジュール等具体的な取組をご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 実施している
2. 実施していない

⇒ 回答欄 Q 3 5

質問はこれで終わります。ご協力ありがとうございました。

回答票2

＜地方公共団体への質問＞

Q6. 株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

＜地方公共団体への質問＞

Q7. 以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

＜地方公共団体及び学校設置会社への質問＞

Q8. 本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

教育上の効果

経済的効果

社会的効果

＜学校設置会社への質問＞

Q9. 学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。

また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

効率的な学校運営のための工夫

上記工夫による効果

株主等利害関係者からの学校の設置・経営についての意見

＜学校設置会社への質問＞

Q10. 本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

学校経営上懸念される問題（要件、手続き、他の法制度等お気づきの点）
上記の解決策

＜学校設置会社への質問＞

Q 1 1. 学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果（加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等）について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。

株式会社立学校を設置した理由
学校法人設立と比較した株式会社立学校設置・運営のメリットや効果等
学校法人設立の支障となっている点やデメリット等
学校法人として学校設置・運営が可能であるとした場合、株式会社設立とどちらが好ましいか
学校法人関係の制度の問題点、改善策等

＜当該学校に通う生徒への質問＞

Q 1 2. 株式会社立の学校への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

株式会社立の学校への入学を選んだ理由
入学後の効果等、お気づきの点

＜当該学校に通う生徒・保護者への質問＞

Q 1 3. 株式会社が通信制高校の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

--

以降は、平成29年1月27日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（以下、「通

知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙 1 にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

＜地方公共団体への質問＞

Q 1 4. 通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

あてはまるものを 1 つだけ選択 1. 知っていた 2. 知らなかった	⇒	回答欄
「2. 知らなかった」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q 1 5. 平成 2 9 年 1 月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特区法（以下、「構造特区法」という。）第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項 2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係る P D C A サイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況及び、構造特区法第 1 2 条 5 項の規定に基づき認定地方公共団体が毎年度行う学校評価の結果を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。

審議会等の直近の運営状況についてご記入ください。（公表資料の添付でも可）

記入必須事項	開催状況（最低でも直近 3 回程度の開催状況がわかるもの）
	議事項目
	認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘
上記以外に、特筆すべき事項があればご記入ください。（自由記述）	

＜地方公共団体への質問＞

Q 1 6. 審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。（自由記述）

--

＜地方公共団体への質問＞

Q 17. 通知文書「第一 改正の概要 1 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項 3 (1)」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

あてはまるものを選択 1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置 (Q 18へ) 2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結 (Q 18へ) 3. どちらの措置も講じていない (Q 19へ)	⇒	回答欄
---	---	--

＜地方公共団体への質問＞

※Q 17で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 18. Q 17で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

--

＜地方公共団体への質問＞

※Q 17で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 19. なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

--

＜地方公共団体への質問＞

Q 20. 通知文書「第二 留意事項 3 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第 12条第 3 項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法 12条第 2 項第 1 号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

あてはまるものを 1 つだけ選択 1. 把握・指導監督している (Q 21へ) 2. 把握・指導監督していない	⇒	回答欄
--	---	--

「2. 把握・指導監督していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

--

＜地方公共団体への質問＞

※Q20で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q21. 構造特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q22. 通知文書「第二 留意事項3（3）」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第12条第2項第2号及び第3号に規定する要件（以下、「役員要件」という。）を満たしていることを確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

あてはまるものを1つだけ選択
1. 確認している（Q23へ）
2. 確認していない

⇒

回答欄

「2. 確認していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※Q22で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q23. 役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q24. 通知文書「第二 留意事項3（4）」のとおり、学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（28文科初第913号）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこととしています。

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）は、平成30年3月及び令和3年3月に「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」において方策が提言されたことを踏まえ、改訂を行っています。

ガイドライン（及び通知）に基づき、適切な指導監督を実施できていますか。

あてはまるものを1つだけ選択
1. できている
2. できていない

⇒

回答欄

「1. できている」を回答した場合は、その具体的な取組についてご記入ください。

「2. できていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

Q25. 通知文書「第二 留意事項4」のとおり、学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、構造特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域外で行うことはできないこととされています。

現在、株式会社立の学校において実施されている面接指導等は特区区域内で行われていますか。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 特区区域内で行われている（Q26へ）
2. 特区区域外でも行われている（Q27へ）

⇒

回答欄

＜地方公共団体への質問＞

※Q25で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q26. 株式会社立の学校で実施される面接指導等が特区区域内で行われていることをどのような方法で確認していますか。具体的な方法についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※Q25で「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q27. 内閣府では、過去3回（東日本大震災、熊本地震、新型コロナウイルス感染症対策下）にわたり、（一定の条件下であれば、）特区区域外での面接指導等を認めることとする事務連絡文書（別紙2～4）を発出しております。

当該文書の活用状況について、以下の選択肢から選択してください。

あてはまるものを1つだけ選択

1. 今でも活用している（Q28へ）
2. 過去活用していたが、今は活用していない（Q29へ）
3. 今まで活用したことはない（Q29へ）

⇒

回答欄

＜地方公共団体への質問＞

※Q27で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q28. Q27で述べた3つの事務連絡文書うち、どの事務連絡文書に基づいて面接指導等を実施している状況ですか。加えて、当該事務連絡文を活用して特区区域外での面接指導等の実施を開始した時期及び今後の対応方針（特区区域内での面接指導等の実施開始に向けた取組及びスケジュール等）について、ご記入ください。

事務文書名（別紙番号でも可）
事務連絡文を活用して特区区域外での面接指導等の実施を開始した時期
今後の対応方針（特区区域内での面接指導等の実施開始に向けた取組及びスケジュール等）

＜地方公共団体への質問＞

※Q27で「2」及び「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q29. なぜ面接指導等が特区区域外で行われている事象が生じたのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。（自由記述）

※なお、当該状況を早急に解消すべく、学校設置会社に対して速やかに指導監督を適切かつ確実に実施願います。

＜地方公共団体への質問＞

Q30. 通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、構造特区法12条第3項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等（以下「業務状況書類等」という。）のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。

事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

＜記載事項＞

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況
- ・ （広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合）面接指導等を実施した施設の状況
- ・ （広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合）連携施設（ガイドラインで定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

あてはまるものを1つだけ選択	⇒	回答欄
1. 記載されている 2. 記載されていない		
「2. 記載されていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q31. 通知文書「第二 留意事項5（1）」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q32. 業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 行っている 2. 行っていない	⇒	回答欄
「2. 行っていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

※「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

＜地方公共団体への質問＞

Q33. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、構造特区法12条第5項に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすることとされています。

毎年度実施している学校評価の評価項目についてご記入ください。（自由記述。公表資料の添付でも可。）

＜評価項目＞

- ・ 学校の教育活動及び管理運営に関する事項
- ・ 事業報告書の記載事項に掲げる事項

＜地方公共団体への質問＞

Q34. 通知文書「第二 留意事項5（2）」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、構造特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により、遅滞なく公表することとしています。

学校評価の結果を公表していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 公表している 2. 公表していない	⇒	回答欄
「1. 公表している」を回答した場合は、公表方法及び掲載ページ等についてご記入ください。		
「2. 公表していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

<地方公共団体への質問>

Q35. 通知文書「第二 留意事項5(2)」のとおり、認定地方公共団体が毎年度実施している学校評価の結果については、先述した審議会等の運営状況(開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等)と併せて、毎年度、内閣府へ報告することとしています。

当該報告を実施していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 実施している 2. 実施していない	⇒	回答欄
「1. 実施している」を回答した場合は、報告に係るスケジュール等具体的な取組をご記入ください。		
「2. 実施していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

府 地 事 第 7 8 号
2 8 文 科 初 第 1 4 0 1 号
平 成 2 9 年 1 月 2 7 日

構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた各地方公共団体の長

内閣府地方創生推進事務局長
佐々木 基

文 部 科 学 事 務 次 官
戸 谷 一 夫

構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による
学校設置事業について（通知）

構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号。以下「特区法」という。）第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業においては、一部の広域通信制高等学校により、特区法第 4 条第 1 1 項に規定する認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）に記載された構造改革特別区域の区域外で、面接指導等（高等学校通信教育規程（昭和 3 7 年文部省令第 3 2 号）第 2 条第 1 項に規定する添削指導、面接指導及び試験をいう。以下同じ。）が実施されていたこと、高等学校学習指導要領（平成 2 1 年文部科学省告示第 3 4 号）に照らして著しく不適切な面接指導が行われていたこと等が明らかになり、構造改革特別区域制度への信頼を揺るがしかねない事態が生じました。このことを踏まえ、特区法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（下記第一及び別添 1 参照）。

これに伴い、学校設置会社による学校設置事業の適正な実施のため、特に御留意いただきたい事項を下記第二のとおりまとめましたので、認定地方公共団体においては、基本方針の改正事項と併せて十分御了知の上、特区法及び学校教育関係法令に基づく適切な対応を行っていただくとともに、所轄する学校において不適切な学校教育活動が行われている場合には、学校設置会社に対して改善を促すなどにより、学校設置会社による学校設置事

業の適切な運用に努めていただくようお願いします。

なお、下記第一の１（２）のとおり、認定地方公共団体は適切な指導監督体制を確保しなければならないこととされたことに伴い、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事に対して別添２のとおり通知しておりますので、併せて御承知置き願います。

記

第一 改正の概要

１ 特例措置の内容

（１）審議会等の役割等

審議会等は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されていることを踏まえ、審議会等の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会等の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものであることを明確化したこと。

（２）認定地方公共団体の指導監督体制等

認定地方公共団体は、次のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこと。

- ① 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、
- ② 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること

２ 同意の要件

地方公共団体が提出した認定計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されることを、新たに文部科学大臣の同意の要件にしたこと。

- （１）改正後の別表１の「特例措置の内容」に記載されている２．（１）及び１１．の事項の内容が確保されていること
- （２）認定地方公共団体において、改正後の別表１の「特例措置の内容」に記載されている２．（２）及び（３）の事項の内容が確認されること
- （３）学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

第二 留意事項

1 構造改革特別区域計画への記載事項

基本方針の改正の趣旨を踏まえ、構造改革特別区域計画の認定の申請に当たっては、次に掲げる事項を同計画に記載すること。

- ① 地方公共団体に設置する審議会等の体制（構成員の数、構成員の属性）
- ② 地方公共団体の事務局体制等の整備状況（学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員の配置状況又は当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結状況）
- ③ 認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外の施設において面接指導等を行わないこと
- ④ 学校設置会社において、学校の経営に必要な財産等が確保されていること
- ⑤ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が、特区法第12条第2項第2号及び第3号に定める要件（以下「役員要件」という。）に適合することを確認すること
- ⑥ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

2 審議会等の活動状況

審議会等の役割等に係る特例措置の内容の改正の趣旨を踏まえ、特区法を所管する国においても、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）を下記5（2）の学校評価の結果と併せて、毎年度、内閣府へ報告すること。

3 認定地方公共団体の指導監督体制等

（1）適切な指導監督体制の確保

特例措置の内容の改正を踏まえ、認定地方公共団体は、特区法第12条第1項の認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

（2）学校設置会社の資産に係る要件の確認

認定地方公共団体は、特区法第12条第3項の業務状況書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の確認等を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこと。

（3）学校設置会社の役員に係る要件の確認方法

認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により役員要件を確認すること。また、役員の交代の都度、役員要件を満たしていることを確認するこ

と。

(4) 通信制の課程を置く高等学校に対する指導監督

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（28文科初第913号）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこと。

4 面接指導等を行う区域

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外で行うことはできないことに留意すること。

5 その他

(1) 事業報告書の記載事項

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第3項の規定に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業の状況が具体的に明らかになるようにすること。

- ① 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ② 学校の経営に必要な財産等の状況
- ③ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等を実施した施設の状況
- ④ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、連携施設（上記3（4）通知別添の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

また、適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、事業報告書については、貸借対照表及び損益計算書と併せて、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこと。

(2) 学校評価の評価項目

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第5項の規定に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすること。

① 学校の教育活動及び管理運営に関する事項

② 上記事業報告書の記載事項に掲げる事項

また、学校評価の結果については、特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により遅滞なく公表するとともに、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告すること。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

府地事第78号
28文科初第1404号
平成29年1月27日

各都道府県教育委員会 殿
各都道府県知事

内閣府地方創生推進事務局長

佐々木 基

文部科学事務次官

戸谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業の運用の改善に伴う対応について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（別添参照）。

これにより、基本方針の別表1における学校設置会社による学校設置事業の「特例措置の内容」において、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、①学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、又は、②当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること、のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保しなければならないこと（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）が定められました。

これに伴い、今後、学校設置会社による学校設置事業を実施している認定地方公共団体又は同事業を実施しようとする地方公共団体から、貴都道府県又は都道府県教育委員会に対して、当該地方公共団体における指導監督体制の整備についての相談や、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結の申出等がある場合がありますので、

各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、当該地方公共団体における学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する者の配置状況を踏まえつつ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かななければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 16 日

（ 大智学園高等学校
川 内 村 ） 殿

内閣府 地域活性化推進室

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する東日本大震災
被災地における取扱いについて（通知）

貴団体におかれましては、平素より構造改革特区の推進につき大変お世話になって
おります。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に
基づき、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところ
です（平成 18 年 8 月 1 日内閣府構造改革特区担当室通知）。

しかしながら、今回の東日本大震災によって校舎が損壊し、生徒の教育に使用でき
ない場合及び福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策特別措置法に基づく指
示により、認定構造改革特区計画に記載された区域内での面接指導等を実施できない
場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、当分の間、認定
構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用する
ことにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法
については、当室とご相談いただきますようお願いいたします。

内閣府 地域活性化推進室 担当：西尾、宮崎
〒100-0014
東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
T E L 03-3539-2242
F A X 03-3591-1973
E-mail saeko.nishio@cas.go.jp

事 務 連 絡

平成28年5月23日

南 阿 蘇 村 殿

内閣府 地方創生推進事務局

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する
熊本地震被災地における取扱いについて（通知）

貴村におかれましては、平素より構造改革特区の推進につき大変お世話になっております。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に基づき、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところです（「学校設置会社による学校設置事業の適正実施について」（平成28年5月20日付け府地事第121号内閣府地方創生推進事務局長通知））。

しかしながら、今回の熊本地震により、通学経路が確保できない等、認定構造改革特区計画に記載された区域内での面接指導等を実施できない場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、当分の間、認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用することにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法については、当事務局とご相談いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
内閣府 地方創生推進事務局

担当：竹村、小野、高橋

T E L 03-5510-2159、F A X 03-3591-1973

e-mail toc@cao.go.jp

事 務 連 絡

平成28年10月19日

山 都 町 殿

内閣府 地方創生推進事務局

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する
熊本地震被災地における取扱いについて（通知）

貴町におかれましては、平素より構造改革特区制度の推進につき大変お世話になっております。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に基づき、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところです（「学校設置会社による学校設置事業の適正実施について」（平成28年5月20日付け府地事第121号内閣府地方創生推進事務局長通知）。

しかしながら、本年4月の熊本地震に加え6月の豪雨により、通学経路が確保できない等、認定構造改革特区計画に記載された区域内での面接指導等を実施できない場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、区域内での面接指導等の実施が可能となるまでの間、認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用することにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法については、当事務局とご相談いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
内閣府 地方創生推進事務局

担当：竹村、井上、高橋

T E L 03-5510-2159、F A X 03-3591-1973

e-mail toc@cao.go.jp

事 務 連 絡

令和3年1月14日

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立高等学校事務担当課 御中

内閣府 地方創生推進事務局

株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する新型コロナウイルス
感染症対策下における取扱いについて（通知）

貴団体におかれましては、平素より構造改革特区制度の推進につき大変お世話になって
おります。

株式会社立通信制高等学校の教育活動は、地域活性化を図るとの特区制度の趣旨に基づ
き、面接指導等を行う場合も認定構造改革特別区域内で行うこととしているところです（
平成18年8月1日内閣府構造改革特区担当室通知）。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域の感染状況等を踏ま
え、認定構造改革特区計画に記載された区域内で集中スクーリングをはじめとする面接指
導等を実施できない場合の面接指導等については、教育上及び安全上支障がない場合は、
当分の間、認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備
を使用することにより行うことができるものとします。

なお、認定特区計画に記載された区域外で面接指導等を実施する場合の具体的方法につ
いては、当局とご相談いただきますようお願いいたします。

上記については、文部科学省と協議済であることにつき、申し添えいたします。

内閣府 地方創生推進事務局 担当：野村、成田、岩田
〒100-0014
東京都東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階
T E L 03-5510-2466
F A X 03-3591-1973
E-mail toc@cao.go.jp

質問票 2 (各規制の特例措置毎に異なる質問項目)

特定事業番号	8 1 6
特定事業名	学校設置会社による学校設置事業
特定事業の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1 ～ Q 5 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。質問ごとに回答対象者（地方公共団体、学校設置会社、当該学校に通う学生、当該学校に通う学生・保護者）が異なりますので、回答する際に、それぞれご意見を聴取の上、地方公共団体においてご記入ください。

Q 6 <地方公共団体への質問>

株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上及び研究上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

⇒ 回答欄 Q 6

Q 7 <地方公共団体への質問>

以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 7

Q 8 <学校設置会社への質問>

本特定事業の実施により、どのような教育・研究上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 8

Q 9 <学校設置会社への質問>

学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。
また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

⇒ 回答欄 Q 9

Q 1 0 < 学校設置会社 への質問 >

本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 0

Q 1 1 < 学校設置会社 への質問 >

学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果(加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等)について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 1

Q 1 2 < 当該学校に通う学生 への質問 >

株式会社立の大学への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。

⇒ 回答欄 Q 1 2

Q 1 3 < 当該学校に通う学生・保護者 への質問 >

株式会社が大学の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

⇒ 回答欄 Q 1 3

以降は、平成 2 9 年 1 月 2 7 日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について(通知)」(以下、「通知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙 1 にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

Q 1 4 < 地方公共団体 への質問 >

通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 知っていた
2. 知らなかった

⇒ 回答欄Q 1 4

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特別区域法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。

審議会等の直近の運営状況についてご記入ください（公表資料の添付でも可）。

〈記入必須事項〉

- ・開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）
- ・議事項目
- ・認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘 等

⇒ 回答欄Q 1 5

Q 1 6 <地方公共団体への質問>

審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。
（自由記述）

⇒ 回答欄Q 1 6

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

通知文書「第一 改正の概要1（2）」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項3（1）」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置（Q 1 8へ）
2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結（Q 1 8へ）
3. どちらの措置も講じていない（Q 1 9へ）

⇒ 回答欄 Q 1 7

Q 1 8 <地方公共団体への質問>

※Q 1 7で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 1 7で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 1 8

Q 1 9 <地方公共団体への質問>

※Q 1 7で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 1 9

Q 2 0 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 3 (2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第 1 2 条第 3 項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法 1 2 条第 2 項第 1 号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 把握・指導監督している(Q 2 1へ)
2. 把握・指導監督していない

⇒ 回答欄 Q 2 0

Q 2 1 <地方公共団体への質問>

※Q 2 0で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

構造特区法第 1 2 条第 2 項第 1 号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 2 1

Q 2 2 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 3 (3)」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第 1 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件(以下、「役員要件」という。)を満たしていることの確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満

たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

「2」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

1. 確認している (Q 2 3 へ)
2. 確認していない

⇒ 回答欄 Q 2 2

Q 2 3 <地方公共団体への質問>

※Q 2 2で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 2 3

Q 2 4 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (1)」のとおり、構造特区法 12 条第 3 項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等(以下「業務状況書類等」という。)のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成 15 年文部科学省令第 17 号)第 1 条第 1 項に規定する事業報告書においては、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

〈記載事項〉

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 記載されている
2. 記載されていない

⇒ 回答欄 Q 2 4

Q 2 5 <地方公共団体への質問>

通知文書「第二 留意事項 5 (1)」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。(自由記述)

⇒ 回答欄 Q 2 5

Q 2 6 <地方公共団体への質問>

業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

「2」を回答した場合は、その理由と原因について具体的にご記入ください。

1. 行っている
2. 行っていない

⇒ 回答欄 Q 2 6

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

回答票 2

＜地方公共団体への質問＞

Q 6. 株式会社が学校を設置することによって、推進する特区計画の目標に沿って、教育上及び研究上どのようにニーズを満たすことができたとお考えですか。

＜地方公共団体への質問＞

Q 7. 以上の設問の他に、地元住民の反応等も含め、お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入ください。

＜地方公共団体及び学校設置会社への質問＞

Q 8. 本特定事業の実施により、どのような教育上あるいは、経済的社会的効果がありますか。できるだけ具体的にご記入ください。

教育上の効果

経済的効果

社会的効果

＜学校設置会社への質問＞

Q 9. 学校の設置・運営にあたって、学校運営部門あるいは、企業全体として、効率的な学校運営のために、どのような工夫をしていますか。学校運営や資金調達の工夫の結果、どのような効果があがっていますか。

また、株主等利害関係者から学校の設置・経営について何か意見はありましたか。

効率的な学校運営のための工夫

上記工夫による効果

株主等利害関係者からの学校の設置・経営についての意見

＜学校設置会社への質問＞

Q 10. 本特定事業を実施する上で、学校経営上懸念される問題がありますか。本特定事業における要件や手続き、他の法制度等の問題も含め、お気づきの点や、その解決策があれば、具体的にご記入ください。

学校経営上懸念される問題（要件、手続き、他の法制度等お気づきの点）
上記の解決策

＜学校設置会社への質問＞

Q 1 1. 学校法人設立ではなく、本特例措置を活用し株式会社立の学校を設置した理由は何ですか。学校法人設立と比し株式会社立学校設置・運営のメリット等や効果（加えて、学校法人設立の支障となっている点やデメリット等）について、どのようにお考えですか。また、学校法人として学校設置・運営が可能であるとしたらどちらが望ましいとお考えですか。現在の学校法人制度について何か問題点がある場合は、その問題点と改善策について、ご自由にご記入ください。
株式会社立学校を設置した理由
学校法人設立と比較した株式会社立学校設置・運営のメリットや効果等
学校法人設立の支障となっている点やデメリット等
学校法人として学校設置・運営が可能であるとした場合、株式会社設立とどちらが好ましいか
学校法人関係の制度の問題点、改善策等

＜当該学校に通う児童生徒の保護者への質問＞

Q 1 2. 株式会社立の大学への入学を選んだ理由と、実際に入学してからの効果等お気づきの点についてご自由にご記入ください。
株式会社立の学校への入学を選んだ理由
入学後の効果等、お気づきの点

＜当該学校に通う児童生徒・保護者への質問＞

Q 1 3. 株式会社が大学の設置・運営者であることで、学校経営や日常の教育サービスの運営など経営面について、何か不安に感じることはありますか。

以降は、平成 29 年 1 月 27 日付で内閣府と文科省の連名で発出した「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（以下、「通

知文書」という。)に基づいた設問となります。当該文書を別紙1にて添付いたしましたので、それをご覧になりながらご回答願います。

＜地方公共団体への質問＞

Q14. 通知文書の存在を知っていましたか。知らなかった場合は、なぜ当該文書の存在を知らなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 知っていた 2. 知らなかった	⇒	回答欄
「2. 知らなかった」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q15. 平成29年1月に構造改革特別区域法基本方針（以下、「基本方針」という。）を改正し、構造改革特区域法（以下、「構造特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下、「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、審議会等の役割等について明確化を図りました。それを踏まえ、通知文書「第二 留意事項2」のとおり、構造特区法を所管する国においても、認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況を、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告することとしています。審議会等の直近の運営状況についてご記入ください（公表資料の添付でも可）。

記入必須事項	開催状況（最低でも直近3回程度の開催状況がわかるもの）
	議事項目
	認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘
上記以外に、特筆すべき事項があればご記入ください。（自由記述）	

＜地方公共団体への質問＞

Q16. 審議会等が適切に機能するために工夫している点についてご記入ください。（自由記述）

--

＜地方公共団体への質問＞

Q17. 通知文書「第一 改正の概要1(2)」のとおり、認定地方公共団体は、次の「1」又は「2」の措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこととされています。また、通知文書「第二 留意事項3(1)」のとおり、認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこととされています。講じている措置の番号を以下から選択してください。

あてはまるものを選択 1. 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置 (Q18へ) 2. 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結 (Q18へ) 3. どちらの措置も講じていない (Q19へ)	⇒	回答欄

<地方公共団体への質問>

※Q17で「1」又は「2」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q18. Q17で回答した措置のほかに、適切な指導監督体制を確保するための措置を講じていますか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

--

<地方公共団体への質問>

※Q17で「3」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q19. なぜどちらの措置も講じなかったのか、その理由及び具体的な原因についてご記入ください。(自由記述)

--

<地方公共団体への質問>

Q20. 通知文書「第二 留意事項3(2)」のとおり、認定地方公共団体は、構造特区法第12条第3項の業務状況書類(貸借対照表、損益計算書及び事業報告書)の確認を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が構造特区法12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこととされています。適切に把握・指導監督していますか。

あてはまるものを1つだけ選択 1. 把握・指導監督している (Q21へ) 2. 把握・指導監督していない	⇒	回答欄
「2. 把握・指導監督していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

<地方公共団体への質問>

※Q20で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 2 1. 構造特区法第 1 2 条第 2 項第 1 号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うために、業務状況書類の確認方法やタイミング等、年間を通してどのような取組を行い、把握しているのでしょうか。具体的な取組及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

Q 2 2. 通知文書「第二 留意事項 3 (3)」のとおり、認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により、学校設置会社の役員が構造特区法第 1 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件(以下、「役員要件」という。)を満たしていることの確認することとし、役員の交代の都度、役員要件を満たすこととされています。学校設置会社の役員要件を適切に確認するとともに、役員交代の都度、役員要件を満たしていることを確認していますか。

あてはまるものを 1 つだけ選択

1. 確認している (Q 2 3 へ)
2. 確認していない

⇒

回答欄

「2. 確認していない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。

＜地方公共団体への質問＞

※ Q 2 2 で「1」を回答した地方公共団体のみお答えください。

Q 2 3. 役員要件を満たしていることの確認はどのような方法をとっていますか。また、役員交代をどのように把握されていますか。具体的な方法及び工夫点についてご記入ください。(自由記述)

＜地方公共団体への質問＞

Q 2 4. 通知文書「第二 留意事項 5 (1)」のとおり、構造特区法 1 2 条第 3 項に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等(以下「業務状況書類等」という。)のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成 1 5 年文部科学省令第 1 7 号)第 1 条第 1 項に規定する事業報告書においては、会社法(平成 1 7 年法律第 8 6 号)に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業が具体的に明らかになるようにすることとされています。

事業報告書において、当該事項が記載されていますか。

＜記載事項＞

- ・ 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ・ 学校の経営に必要な財産等の状況

あてはまるものを 1 つだけ選択

⇒

回答欄

1. 記載されている		
2. 記載されていない		
「2. 記載されていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

＜地方公共団体への質問＞

Q 2 5. 通知文書「第二 留意事項 5 (1)」のとおり、学校設置会社において適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、先述した業務状況書類等を、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこととされています。

現在の情報公開の状況について、情報公開の方法及び掲載ページ等をご教示ください。（自由記述）

＜地方公共団体への質問＞

Q 2 6. 業務状況書類等について、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行っていますか。

あてはまるものを1つだけ選択		回答欄
1. 行っている	⇒	
2. 行っていない		
「2. 行っていない」を回答した場合は、その理由と原因についてご記入ください。		

※「1」を回答した場合は、直近で報告を受けた際の関係資料及び審議会の開催状況がわかる資料をご提供ください。

質問はこれで終わります。ご協力ありがとうございました。

府 地 事 第 7 8 号
2 8 文 科 初 第 1 4 0 1 号
平 成 2 9 年 1 月 2 7 日

構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

内閣府地方創生推進事務局長
佐々木 基

文 部 科 学 事 務 次 官
戸 谷 一 夫

構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による
学校設置事業について（通知）

構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号。以下「特区法」という。）第 1 2 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業においては、一部の広域通信制高等学校により、特区法第 4 条第 1 1 項に規定する認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）に記載された構造改革特別区域の区域外で、面接指導等（高等学校通信教育規程（昭和 3 7 年文部省令第 3 2 号）第 2 条第 1 項に規定する添削指導、面接指導及び試験をいう。以下同じ。）が実施されていたこと、高等学校学習指導要領（平成 2 1 年文部科学省告示第 3 4 号）に照らして著しく不適切な面接指導が行われていたこと等が明らかになり、構造改革特別区域制度への信頼を揺るがしかねない事態が生じました。このことを踏まえ、特区法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）の機能を活用しつつ、認定地方公共団体の適切な指導監督体制の確保等を図る観点から、構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（下記第一及び別添 1 参照）。

これに伴い、学校設置会社による学校設置事業の適正な実施のため、特に御留意いただきたい事項を下記第二のとおりまとめましたので、認定地方公共団体においては、基本方針の改正事項と併せて十分御了知の上、特区法及び学校教育関係法令に基づく適切な対応を行っていただくとともに、所轄する学校において不適切な学校教育活動が行われている場合には、学校設置会社に対して改善を促すなどにより、学校設置会社による学校設置事

業の適切な運用に努めていただくようお願いします。

なお、下記第一の１（２）のとおり、認定地方公共団体は適切な指導監督体制を確保しなければならないこととされたことに伴い、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事に対して別添２のとおり通知しておりますので、併せて御承知置き願います。

記

第一 改正の概要

１ 特例措置の内容

（１）審議会等の役割等

審議会等は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されていることを踏まえ、審議会等の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会等の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものであることを明確化したこと。

（２）認定地方公共団体の指導監督体制等

認定地方公共団体は、次のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督を行うための体制を確保しなければならないこと。

- ① 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、
- ② 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること

２ 同意の要件

地方公共団体が提出した認定計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されることを、新たに文部科学大臣の同意の要件にしたこと。

- （１）改正後の別表１の「特例措置の内容」に記載されている２．（１）及び１１．の事項の内容が確保されていること
- （２）認定地方公共団体において、改正後の別表１の「特例措置の内容」に記載されている２．（２）及び（３）の事項の内容が確認されること
- （３）学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

第二 留意事項

1 構造改革特別区域計画への記載事項

基本方針の改正の趣旨を踏まえ、構造改革特別区域計画の認定の申請に当たっては、次に掲げる事項を同計画に記載すること。

- ① 地方公共団体に設置する審議会等の体制（構成員の数、構成員の属性）
- ② 地方公共団体の事務局体制等の整備状況（学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員の配置状況又は当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結状況）
- ③ 認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外の施設において面接指導等を行わないこと
- ④ 学校設置会社において、学校の経営に必要な財産等が確保されていること
- ⑤ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が、特区法第12条第2項第2号及び第3号に定める要件（以下「役員要件」という。）に適合することを確認すること
- ⑥ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

2 審議会等の活動状況

審議会等の役割等に係る特例措置の内容の改正の趣旨を踏まえ、特区法を所管する国においても、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施状況を把握する観点から、認定地方公共団体は、審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘等）を下記5（2）の学校評価の結果と併せて、毎年度、内閣府へ報告すること。

3 認定地方公共団体の指導監督体制等

（1）適切な指導監督体制の確保

特例措置の内容の改正を踏まえ、認定地方公共団体は、特区法第12条第1項の認定を受けた後も、適切な指導監督体制を確保するために必要な措置を講じなければならないこと。

（2）学校設置会社の資産に係る要件の確認

認定地方公共団体は、特区法第12条第3項の業務状況書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）の確認等を通じて、学校設置会社の経営状況を把握するとともに、学校設置会社が特区法第12条第2項第1号に定める要件に適合するよう適切に指導監督を行うこと。

（3）学校設置会社の役員に係る要件の確認方法

認定地方公共団体は、審議会等による面接や履歴書の確認等により役員要件を確認すること。また、役員の交代の都度、役員要件を満たしていることを確認するこ

と。

(4) 通信制の課程を置く高等学校に対する指導監督

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（28文科初第913号）に基づく、当該高等学校の運営が適切に行われるよう、指導監督に万全を期すこと。

4 面接指導等を行う区域

学校設置会社が通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等は、特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置した高等学校において行うべきものであり、認定計画に記載された構造改革特別区域の区域外で行うことはできないことに留意すること。

5 その他

(1) 事業報告書の記載事項

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第3項の規定に基づき学校に備えて置かなければならない業務状況書類等のうち、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年文部科学省令第17号）第1条第1項に規定する事業報告書においては、会社法（平成17年法律第86号）に基づき記載が必要な事項をはじめ、次に掲げる事項が記載されるようにし、学校設置会社による学校設置事業の状況が具体的に明らかになるようにすること。

- ① 学校設置会社の役員及び株式の状況
- ② 学校の経営に必要な財産等の状況
- ③ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、面接指導等を実施した施設の状況
- ④ 広域通信制課程を置く高等学校を設置している場合は、連携施設（上記3（4）通知別添の「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」で定める連携施設をいう。）との協力・連携関係に関する状況

また、適切な学校運営が行われていることを第三者が確認できるようにするため、事業報告書については、貸借対照表及び損益計算書と併せて、学校設置会社のホームページへの掲載等により広く情報公開を行うとともに、認定地方公共団体が設置する審議会等で報告を行うこと。

(2) 学校評価の評価項目

今般の基本方針の改正の趣旨を踏まえ、特区法第12条第5項の規定に基づき、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について毎年度行う学校評価については、次に掲げる事項を評価項目とし、当該学校の管理運営面及び教育活動面が適切に評価されるようにすること。

① 学校の教育活動及び管理運営に関する事項

② 上記事業報告書の記載事項に掲げる事項

また、学校評価の結果については、特区法第12条第6項の規定に基づき、認定地方公共団体のホームページへの掲載等により遅滞なく公表するとともに、毎年度、取りまとめ次第、内閣府へ報告すること。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

府地事第78号
28文科初第1404号
平成29年1月27日

各都道府県教育委員会 殿
各都道府県知事

内閣府地方創生推進事務局長

佐々木 基

文部科学事務次官

戸谷 一 夫

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による
学校設置事業の運用の改善に伴う対応について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、一部の広域通信制高等学校において不適切な学校運営等の問題が生じたことを踏まえ、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）が本日改正されました（別添参照）。

これにより、基本方針の別表1における学校設置会社による学校設置事業の「特例措置の内容」において、特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、①学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること、又は、②当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること、のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保しなければならないこと（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）が定められました。

これに伴い、今後、学校設置会社による学校設置事業を実施している認定地方公共団体又は同事業を実施しようとする地方公共団体から、貴都道府県又は都道府県教育委員会に対して、当該地方公共団体における指導監督体制の整備についての相談や、指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定の締結の申出等がある場合がありますので、

各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、当該地方公共団体における学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する者の配置状況を踏まえつつ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-5510-2468（直通）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111（内線2022）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1（抜粋）
（改正点は下線部）

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

（1） 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

（2） 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

（3） 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

（4） 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

（5） 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

	10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. <u>認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</u> <u>（１） 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u> <u>（２） 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. <u>上記「特例措置の内容」に記載されている2.（１）及び11. の事項の内容が確保されていること</u> 2. <u>認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.（２）及び（３）の事項の内容が確認されること</u> 3. <u>学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること</u>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

③関係府省庁の調査票案

令和4年度調査の概要

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	816
3. 特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
4. 弊害の発生に関する調査	

①	調査内容	学校設置会社による学校設置事業の実施状況、学校設置会社の経営状況、学校設置会社により設置された学校における教育活動
②	調査方法	書面による調査（アンケート及びデータ収集） ※なお、調査対象の一部に対して、実地調査やオンラインヒアリングを実施する（書面調査に代えて実施する場合もある。）。
③	調査対象	学校設置会社（学校設置会社が設置する小学校、高等学校、大学（大学院を含む）を含む）、認定地方公共団体、当該認定地方公共団体が所在する都道府県、旧認定地方公共団体、旧認定地方公共団体が所在する都道府県、学校法人化した元株式会社立学校
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和4年12月 調査票の回収 令和4年12月中 （ヒアリング・実地調査 令和4年12月～翌2月） 調査結果とりまとめ 令和5年3月末 （令和5年4月以降評価・調査委員会で審議・意見とりまとめ）

(書面調査票 1－1)
学校設置会社(高等学校以下関係)用

貴社において現在進められている学校設置事業に関し、ご回答・資料提供いただけますようお願いいたします。

※ **〔通信制高校のみ〕**と記載のある項目については、通信制の課程を置く高等学校（他の課程と併設している場合を含む）のみ回答してください。

〈 調 査 事 項 〉

I. 経 営 方 針 等

問 1 初年度児童生徒納付金額

平成30～令和4年度入学者に係る児童生徒の初年度納付金の金額等について、別添の回答様式1により回答してください。また、貴社が設置する面接指導以外を行うことを目的とした学習センターなどの施設や貴社又は系列会社が経営するいわゆるサポート校などについて入学時に併せて募集している場合は、当該教育施設に係る納付金についても記載願います。

問 2 在学者・卒業者の状況

次の事項について、別添の回答様式2により、数値データを入力してください。

①令和4年5月1日現在における各課程、学科等ごとの在学者数

②平成27～令和4年度の入学志願状況及び在籍等の状況並びに収容定員

③令和4年3月31日現在における進路状況

また、通信制の課程を置く高等学校については、設置にあたり現在の収容定員とした考え方（積算根拠等）について回答してください。

※ なお、複数の特区に課程、学科等が設置されている場合には、特区ごとの数値を分けて入力してください。

問 3 収支の状況

(1) 平成29～令和3年度における学校教育事業（学校教育法第1条に規定する学校の経営のみを指し、通信制高等学校におけるいわゆるサポート校のような、学校教育法第1条に規定する学校の経営ではない教育事業は除く。以下同じ。）の収入・支出の状況（補助活動・受託事業・収益事業による事業収入を含む）について、別添の回答様式3により回答してください。

(2) 学校教育事業について、会計上の区分の有無を回答してください。また、区分している場合には、学校教育事業の会計と他事業の会計との間で繰入れを行う場合があるか、ある場合にはどのような場合かを具体的に記述してください。

有・無
(有の場合)

問 4 教育研究経費

平成29～令和3年度における学校教育事業の支出の状況について、教育研究経費比率（「様式3（問3関係）」の「教育研究経費」/「事業活動収入計」）を記述してください。その場合、教育研究経費には校地・校舎借料を除いて計算してください。また、今後どのようにして教育研究経費を充実していく予定ですか。目標とする教育研究経費比率と併せて具体的に記述してください。

教育研究経費比率：
(今後の予定)

問5 学校教育事業以外の事業の状況

貴社において、学校教育事業以外の事業として、学校教育を間接的に支援する事業（通信制高等学校におけるいわゆるサポート校のようなものを含む。）を行っていますか。行っている場合は、どのような事業を行っているか、また、当該事業を会計上どのように扱っているか（例：学校教育事業以外の事業として区分経理している、教育事業部門の中で収益事業として計上しているなど）、具体的に記述してください。また、学校教育を間接的に支援する事業毎の令和3年度の収入・支出の状況が分かる資料を提出してください。

行っている・行っていない
(行っている場合)

問6 他社（または自社の他部門）との業務上・経営上の関わり

貴社の学校教育事業と他社（または自社の他事業・他部門）との業務上・経営上の関わりはありますか（例：学校教育法第1条に規定する学校ではない教育機関の入学者に対して貴社が設置する学校への入学を案内、生徒が共通に在籍など）。ある場合は、その内容・理由を、さらに自社の他事業・他部門の場合は会計上の区分の有無を回答してください。

有・無
(有の場合)

問7 資金調達の状況

これまでの学校運営のための資金調達の状況について、別添の回答様式4により回答して下さい。

問8 収支改善のための対応の状況

貴社においては、これまで、学校教育事業における収支改善のために、どのような収益増強努力や経費削減努力を行ってきましたか。具体的に記述してください。

--

問9 赤字発生時の対応の状況

貴社における学校教育事業の収支状況が赤字の場合、どのようにして赤字を補填していますか（あるいは、赤字の補填を予定していますか）。別添の回答様式5により、年度ごとに、額及び補填方法を具体的に記述してください。

問10 経営情報の公開

構造改革特別区域法第12条第3項及び第4項に基づき、学校設置会社には一定の経営情報公開が義務付けられています。

貴社におかれては、財務諸表をはじめとした会社の経営状況に関する情報の公開について、どのような情報を、どのような人々に向け、どのような媒体・手段を用いて取り

組んでいますか、具体的に記述してください（ホームページ等で公開している場合は、URL等をあわせて記載してください）。

また、会社全体の情報公開とは別に、学校教育事業に係る経営情報の公開について、特別の取組みがあれば、あわせて記述してください。

--

問 1 1 学校設置の意義

学校設置会社と学校法人の学校経営を比較し、相違点、共通点、利点又は弊害についてどのように考えますか。具体的に記述してください。

--

問 1 2 学校法人化に向けた検討

貴社において、学校法人化に向けた検討の状況について、最も当てはまるものを1つお選びください。また、その理由について、具体的に記述してください。

- a 学校法人化に向け、具体的に準備している。
- b 学校法人化の可能性を念頭に、自治体と相談している。
- c 学校法人化の可能性を念頭においているが、自治体との相談までは至っていない。
- d 現段階において学校法人化は考えていないが、魅力は感じる。
- e 学校法人化することは考えていない。

(理由)

--

問 1 3 過去の指導について

貴社においては、過去に文部科学省又は認定地方公共団体から指導を受けたことがありますか。受けたことがある場合には、その具体的な内容と、その指導を踏まえた対応について記述してください。（通信制の課程を置く高等学校については、認定地方公共団体・文部科学省が合同で行った点検調査による指摘事項を含めて回答してください。）（複数該当がある場合には、すべて回答してください。）

--

Ⅱ．経営と教学のバランス

問 1 4 経営組織と教学組織との関係について

貴社においては、学校教育事業に関し株式会社としての意思決定を行うに当たって、設置する学校の教学組織の意見をどのように考慮・反映していますか。また、経営側と教学側との意思疎通を図るために、どのような措置を講じていますか。具体的に記述してください。

--

問 1 5 株主との関係

(1) 貴社における株主の構成はどのようになっていますか。別添の回答様式 6により回答してください。

(2) 学校経営の方針について、株主の意向をどのような方法で把握していますか。具体的に記述してください。

--

(3) 学校経営の方針について、株主の意向と不一致が生じた場合には、どう対応しますか。例えば、株主から、不採算の学校事業から撤退するよう求められた場合、あるいは、学校教育事業よりも収益率の高い他の事業に資源を集中するよう意見が出た場合、どのように対応しますか。実際にそのような事例がある場合には当該事案も明記の上、具体的に記述してください。

--

問 1 6 利益の扱い

貴社においては、学校設置事業を通じて得た利益をどのように扱っていますか。配当方針を含めて、具体的に記述してください。また、当該利益の扱いが定款等に定まっている場合には、その具体的な規定もお示してください。

--

Ⅲ. 教育活動に関する状況

問 17 学校評価

教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価、学校関係者評価及び第三者評価を実施し、公表していますか。

【学校について（通信制の課程を設置する高等学校の場合は「実施校」について）】

〈自己評価〉

当てはまるものを以下から選択してください。

- a 実施し、公表している。
- b 実施しているが、公表していない。
- c 実施していない。

〈学校関係者評価〉

当てはまるものを以下から選択してください。

- a 実施し、公表している。
- b 実施しているが、公表していない。
- c 実施していない。

〈第三者評価〉

当てはまるものを以下から選択してください。

- a 実施し、公表している。
- b 実施しているが、公表していない。
- c 実施していない。

【通信教育連携協力施設について】〔通信制高校のみ〕

〈自己評価〉

該当する項目ごとに施設数を記入してください。

- a 実施し、公表している。 (施設)
- b 実施しているが、公表していない。 (施設)
- c 実施していない。 (施設)

〈学校関係者評価〉

該当する項目ごとに施設数を記入してください。

- a 実施し、公表している。 (施設)
- b 実施しているが、公表していない。 (施設)
- c 実施していない。 (施設)

〈第三者評価〉

当てはまるものを以下から選択してください。

- a 実施し、公表している。 (施設)
- b 実施しているが、公表していない。 (施設)
- c 実施していない。 (施設)

問 18 添削指導の実施状況〔通信制高校のみ〕

- (1) 生徒から添削指導等についての質問を受け付けた際、回答に要する平均的な時間・日数について記述してください。

--

- (2) 生徒から提出された添削課題の採点等に要する平均的な時間について記述してください。（例：1 課題当たり〇分 など）

--

問 19 面接指導の実施方法・実施場所〔通信制高校のみ〕

- (1) 本校とは別に面接指導を行う施設等がある場合は、当該施設等の名称及び場所（〇〇県〇〇市）を回答してください。

--

- (2) 同時に面接指導を受ける生徒数の上限は何人としていますか。人数を回答してください。

() 人

問 20 面接指導等時間数の減免〔通信制高校のみ〕

- (1) 通信教育を行う上で、高等学校通信教育規程第2条第2項に規定される「放送その他多様なメディアを利用した指導」を取り入れて、面接指導等時間数の減免を行っている場合は、その教科・科目等の名称、単位数、面接指導等実施時間数（減免前）、メディア学習による面接指導等の減免時間数、メディア学習の教材、メディアの作成元について別添の回答様式7により回答してください。

- (2) 「放送その他多様なメディアを利用した指導」を取り入れている場合、視聴の確認・成果の確認をどのように行っているか、また、成果の確認をどのような評価基準で行っているのか、ご回答ください。あわせて、視聴確認・成果確認を行うための様式（視聴確認票など）があれば、送付願います。

--

- (3) 「放送その他多様なメディアを利用した指導」を取り入れている場合、その授業に関する生徒からの質問を積極的に受け入れるなど、生徒との双方向的なやり取りを確保するための取り組みを行っていますか。具体的に記述してください。

--

問 21 試験の実施方法・実施場所〔通信制高校のみ〕

- (1) 試験の具体的な実施方法（筆記試験、成果物・レポートの提出、実技・口述試験など）、年間の実施回数、時期について記述してください。また、筆記試験以外の方法のみで評価を行っている教科がある場合は、①教科・科目名、②評価基準、③成果物による評価を取り入れている理由を具体的に記述してください。

--

- (2) 本校とは別に試験を行う施設等がある場合は、施設等の名称、及び場所（〇〇県〇

○市)を回答してください。

--

問 2 2 通信教育実施計画〔通信制高校のみ〕

(1) 高等学校通信教育規程第4条の3に定める通信教育実施計画を作成し、公表していますか。

- a 作成し、公表している
- b 作成しているが、公表していない
- c 作成していない

(2) 公表している場合、どのように公表していますか。(例：学校ホームページに掲載、刊行物への掲載など)

--

IV. 学校施設等に関する状況

問 2 3 面積基準

校舎（延べ床面積）と運動場（体育館等の屋内運動施設は除く）の面積をご回答ください。また、設置基準（※）に規定されている面積に満たない場合は、その理由・考え方について詳しくご回答ください。

※ 例えば広域通信制高校であれば、高等学校通信教育規程第 8 条等を参照。

--

問 2 4 教室等

以下の施設が備えられているかご回答ください（○か×で選択）。

①教室：	②図書室：	③保健室：	④職員室：	⑤体育館：
------	-------	-------	-------	-------

問 2 5 他の学校等の施設の使用

問 2 3 及び問 2 4 に示した施設について、他の学校や行政機関等の施設を使用しているものがある場合は、その施設名・所有者・使用の条件をご回答ください。

※ 「使用の条件」の記載例：賃貸借契約、無償貸与契約、施設利用（月々の申込みによるものなど）、その他の契約（具体的に記載）

--

問 2 6 特区区域外のサポート校等の施設〔通信制高校のみ〕

特区区域外に、いわゆるサポート校などの他の教育施設等と連携した活動を行っている場合は、その施設の名称及び場所（〇〇県〇〇市）、連携協力内容を回答してください。

--

V. 教職員に関する状況

問 2 7 教員免許

- (1) 所属するすべての教員（特別非常勤講師を除く）の担当教科、保有する教員免許状の種類を、別添の回答様式 8によりご回答ください（一人の教員が複数の免許状を保有する場合は、そのすべてをご回答ください。また、免許外教科担任の許可を受けている者についてはその教科名についてもご記載ください）。
- (2) 所属するすべての特別非常勤講師について、その詳細について別添の回答様式 9によりご回答ください。

問 2 8 教員研修

- (1) 所属する教員に対して、どのような研修を行っていますか。具体的にご回答ください（例：新任教員研修、教科別研修等）。

--

- (2) 個々の教員に対して、能力、適性等を評価して、体系的な研修計画を立てていますか。立てている場合には、その研修計画について具体的にご回答ください。

--

問 2 9 教職員の雇用等の状況

貴校の教員について、本務教員・兼務教員の別、兼職の状況等について、別添の回答様式 1 0によりご回答ください。

問 3 0 教職員の人件費・給与等

貴校の教員の人件費及び給与について別添の回答様式 8に記述してください（令和 3 年度の金額）。また、教員の年齢構成、経験年数[令和 4 年 5 月 1 日現在]、年間勤務時間数（非常勤のみ）についても併せてご回答ください。

〈 資 料 依 頼 〉

貴社において作成された以下の書類をご供与くださいますよう、お願いします。

☆は通信制の課程を設置する高等学校のみ

- (1) 直近5年間計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動書及びキャッシュフロー計算書並びにこれらの明細書）
※ 会社全体の計算書類中に学校教育事業の内訳を明記し、又は会社全体の計算書類に学校教育事業の計算書類を添付して提出してください。
- (2) 直近5年間の事業報告書（株主総会の開催実績及び概要を含む）、有価証券報告書（作成している場合）
- (3) 会社及び学校教育事業の平成30～令和4年度予算書及び事業評価書
- (4) 令和4年4月1日から9月30日までの期間に係る会社全体及び学校教育事業の決算の状況（中間決算、令和4年度第一四半期決算など）
※ 貴社において、現在までに作成されている決算報告書類等を提出してください。
- (5) 教職員（常勤・非常勤）に適用される就業規則、給与規程・退職金規程、労働時間規程、安全衛生規則等
- (6) 校務分掌の分かる資料（規則・規程等）
- (7) 学校評価の実施状況及びその結果が分かる資料（自己評価の実施状況、評価結果、及び当該評価結果を公表していることが分かる資料。関係者評価及び第三者評価を実施しており、その結果を公表している場合は、その実施状況及びその評価結果が分かる資料）（学校及び通信教育連携協力施設ごと）
- (8) 学校保健計画
- (9) 学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）
- (10) 学校いじめ防止基本方針
- (11) 学校案内（パンフレット等）、募集要項、入学案内、学則、学生便覧、履修要綱
- (12) 1クラス当たりの児童生徒数や学級編制がわかるもの（学校要覧など）
- (13) 教育課程表
（通信制の高等学校については、添削指導、面接指導の回数がわかるもの）
- (14) 年間指導計画（すべての教科・科目等） ☆
- (15) 成績評価基準（すべての教科・科目等） ☆
- (16) 添削指導のサンプル（国語、数学、英語について各1科目、正答率50～70％程度のサンプル（5人分）。また、生徒に配布している解説プリントの写しなど） ☆

- (17) 令和4年度の年間の面接指導の実施日程及び時間割がわかる資料 ☆
- (18) 試験問題（国語、数学、英語について各1科目） ☆
- (19) 定期試験について、日時、実施場所（教室など）、実施科目、担当者（試験監督）がわかる資料 ☆
- (20) 多様なメディアを利用して行う学習の年間計画がわかる資料（多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数を減免しているすべての教科・科目等） ☆
- (21) 多様なメディアを利用して行う学習に関する報告課題のサンプル（多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数を減免しているすべての教科・科目等ごとに5人分（採点等が済んだもの）） ☆
- (22) 多様なメディアを複数利用して行う学習に関して面接指導を8割減免する場合、対象生徒についての内規等 ☆
- (23) 特別活動の教育内容のわかる資料
- (24) 各学年の課程の修了認定（単位制の高等学校以外）、単位認定（単位制の高等学校のみ）、卒業認定の具体的な基準が分かる資料
- (25) 通信教育連携協力施設との連携協力内容について取り決めた文書 ☆
- (26) 学校教育事業の事務組織表
- (27) 会社の定款及び取締役会規則

ご協力ありがとうございました。

様式 1 (問 1 関係)

【平成 30 年度】

各課程・学科 等の名称	1 人 当 た り 額 (千円)						受 験 料 (千円)	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 ()	合 計		
※サポート校等の施設において募集を行っている場合に記載								
(例:〇〇学 校学習セン ター 等)								

【令和元年度】

各課程・学科 等の名称	1 人 当 た り 額 (千円)						受 験 料 (千円)	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 ()	合 計		
※サポート校等の施設において募集を行っている場合に記載								
(例:〇〇学 校学習セン ター 等)								

【令和2年度】

各課程・学科 等の名称	1人当たり額(千円)						受験料 (千円)	該当 入学者数
	授業料	入学料	施設設備 費	実験実習 費	その他 ()	合計		
※サポート校等の施設において募集を行っている場合に記載								
(例:〇〇学 校学習セン ター 等)								

【令和3年度】

各課程・学科 等の名称	1人当たり額(千円)						受験料 (千円)	該当 入学者数
	授業料	入学料	施設設備 費	実験実習 費	その他 ()	合計		
※サポート校等の施設において募集を行っている場合に記載								
(例:〇〇学 校学習セン ター 等)								

【令和4年度】

各課程・学科 等の名称	1人当たり額(千円)						受験料 (千円)	該当 入学者数
	授業料	入学料	施設設備 費	実験実習 費	その他 ()	合計		

※サポート校等の施設において募集を行っている場合に記載								
(例:〇〇学校学習センター 等)								

【備考】

- i) 「1人当たり額」欄に記入する金額は、千円単位（千円未満は四捨五入すること）とし、年額を記入してください。試験入学、推薦入学その他で納付金の額が異なる場合についても、それぞれの区分ごとに別々に記入してください。

- * 「授業料」； 履修単位数に応じて授業料が加算される、いわゆるクレジット制を採用する場合については、初年度に平均的に履修する単位数に1単位当たり料金を乗じて得た額を記入してください。
- * 「入学料」； 1年次入学生の入学料を記入してください。
- * 「施設設備費」； 名称のいかんにかかわらず、施設設備の建設、維持等の目的で徴収する納付金の額（2種以上の場合はその合計額）を記入してください。
- * 「実験実習費」； 体育実習費、調理実習費等の実験実習に要する経費として徴収する納付金の額（2種以上の場合はその合計額）を記入してください。
- * 「その他」； 上記以外の納付金（図書費、暖房費等、2種以上の場合はその合計額）を記入し、納付金の名称を（ ）に記入してください。

- ii) 「受験料」欄には、入学試験の受験料を記入してください。

- iii) 「該当入学者数」欄には、当該年度の入学者のうち、当該納付金額が適用される児童生徒等の数を、記入してください。

様式 2（問 2 関係）

（１）各課程・学科等ごとの在学者数〔令和４年５月１日現在〕

〔 課程・学科等の名称： 制 科 〕

課程・学科等計	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

〔 課程・学科等の名称： 制 科 〕

課程・学科等計	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

〔 課程・学科等の名称： 制 科 〕

課程・学科等計	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

（２）入学志願状況及び在籍等の状況並びに収容定員

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
募集人員 (a)	人	人	人	人	人	人	人	人
志願者数	人	人	人	人	人	人	人	人
受験者数	人	人	人	人	人	人	人	人
合格者数	人	人	人	人	人	人	人	人
入学者数 (b)	人	人	人	人	人	人	人	人
募集人員 充足率 (b/a)	%	%	%	%	%	%	%	%

	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度
収容定員 (c)	人	人	人	人	人	人	人	人

在籍者数 (d) ※1	人	人	人	人	人	人	人	人
在籍率 (d/c)	%	%	%	%	%	%	%	%
サポート校等に所属している生徒数(在籍者数に占める割合) ※2	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
中退者数 ※3	人	人	人	人	人	人	人	人
原級留置者数	人	人	人	人	人	人	人	人

※1 各年度について5月1日時点の在籍者数を記載してください。

※2 サポート校等に併せて所属している生徒の人数について、サポート校等ごとに記載してください(各年度5月1日時点)。また、()内にそれぞれの在籍者数に占める割合を記載してください。

※3 各年度について前年度間の中退者数を記載してください。なお、令和4年度については、令和4年10月1日時点としてください。

○現在の収容定員とした考え方(積算根拠等)

--

(3) 進路の状況[令和4年3月31日現在]

	中・高・大・専修学校等へ入学		就職	死亡・不詳の者	左記以外の者	計
		就職している者				
男						
女						
計						

※令和3年度における卒業者の状況を記入してください。

様式 3（問 3（1）関係）

学校教育事業の収支状況 [平成29年4月1日～令和4年3月31日]

【平成29年度】

(単位 円)

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他（ ）		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他（ ）		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		付随事業収入		
		補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
		附属事業等収入		
		受託事業収入		
		その他（ ）		
		雑収入		
		施設設備利用料		
		廃品売却収入		
		その他（ ）		
		教育活動収入計		
	事	人件費		

業活動支出	教員人件費			
	職員人件費			
	役員報酬			
	退職金			
	その他（ ）			
	教育研究経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	奨学費			
	減価償却額			
	その他（ ）			
	管理経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	減価償却額			
	その他（ ）			
	徴収不能額等			
	徴収不能引当金繰入額			
	徴収不能額			
	教育活動支出計			
	教育活動収支差額			
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
	教育活動外収支差額			
経常収支差額				
特別収	事業活	資産売却差額		
		その他の特別収入		

支	動 収 入	施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事 業 活 動 支 出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
	特別収支差額			
	当年度収支差額（税引前）			

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【平成30年度】

（単位 円）

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教 育 活 動 収 支	事 業 活 動 収 入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他（ ）		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他（ ）		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		

事業活動支出	現物寄付		
	付随事業収入		
	補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
	附属事業等収入		
	受託事業収入		
	その他 ()		
	雑収入		
	施設設備利用料		
	廃品売却収入		
	その他 ()		
	教育活動収入計		
	人件費		
	教員人件費		
	職員人件費		
	役員報酬		
	退職金		
	その他 ()		
	教育研究経費		
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	奨学費		
	減価償却額		
	その他 ()		
	管理経費		
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	減価償却額		
	その他 ()		
	徴収不能額等		
	徴収不能引当金繰入額		
	徴収不能額		

	教育活動支出計			
	教育活動収支差額			
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
	教育活動外収支差額			
経常収支差額				
特別収支	事業活動収入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業活動支出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
	特別収支差額			
当年度収支差額（税引前）				

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【令和元年度】

(単位 円)

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育活動	事業活動	学生生徒等納付金		
		授業料		

動 収 支	動 収 入	入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他（ ）		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他（ ）		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		付随事業収入		
		補助活動収入 （寮,食堂,売店,スクールバス等）		
		附属事業等収入		
		受託事業収入		
		その他（ ）		
		雑収入		
		施設設備利用料		
		廃品売却収入		
		その他（ ）		
		教育活動収入計		
	事 業 活 動 支 出	人件費		
		教員人件費		
		職員人件費		
		役員報酬		
		退職金		
		その他（ ）		
		教育研究経費		
		消耗品費		
		光熱水費		

		旅費交通費		
		奨学費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		管理経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		徴収不能額等		
		徴収不能引当金繰入額		
		徴収不能額		
		教育活動支出計		
		教育活動収支差額		
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
	教育活動外収支差額			
経常収支差額				
特別収支	事業活動収入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業活動	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		

	支出	過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
	特別収支差額			
当年度収支差額（税引前）				

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【令和２年度】

(単位 円)

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育 活動 収 支	事業 活動 収 入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他（ ）		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他（ ）		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		付随事業収入		
		補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
		附属事業等収入		
		受託事業収入		
		その他（ ）		
		雑収入		
		施設設備利用料		

		廃品売却収入		
		その他（ ）		
		教育活動収入計		
事業活動支出		人件費		
		教員人件費		
		職員人件費		
		役員報酬		
		退職金		
		その他（ ）		
		教育研究経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		奨学費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		管理経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		徴収不能額等		
		徴収不能引当金繰入額		
		徴収不能額		
		教育活動支出計		
		教育活動収支差額		
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		

		教育活動外収支差額		
		経常収支差額		
特別 収 支	事業 活動 収 入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業 活動 支 出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
		特別収支差額		
		当年度収支差額（税引前）		

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【令和3年度】

(単位 円)

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育 活 動 収 支	事業 活 動 収 入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他（ ）		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		

事業活動支出	その他（ ）		
	寄付金		
	特別寄付金		
	一般寄付金		
	現物寄付		
	付随事業収入		
	補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
	附属事業等収入		
	受託事業収入		
	その他（ ）		
	雑収入		
	施設設備利用料		
	廃品売却収入		
	その他（ ）		
	教育活動収入計		
	人件費		
	教員人件費		
	職員人件費		
	役員報酬		
	退職金		
	その他（ ）		
	教育研究経費		
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	奨学費		
	減価償却額		
	その他（ ）		
	管理経費		
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	減価償却額		

		その他（ ）		
		徴収不能額等		
		徴収不能引当金繰入額		
		徴収不能額		
		教育活動支出計		
		教育活動収支差額		
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
		教育活動外収支差額		
	経常収支差額			
特別収支	事業活動収入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業活動支出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
	特別収支差額			
	当年度収支差額（税引前）			

事業活動収入計	
事業活動支出計	

[備 考]

- i) 「事業活動収入計」は、損益計算書（学校教育事業分内訳）上の「営業収益」、「営業外収益」、「特別利益」の額の合計に一致すること。
- ii) 「事業活動支出計」は、損益計算書（学校教育事業分内訳）上の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、及び「特別損失」の額の計に一致すること。
- iii) 「当年度収支差額（税引前）」は、損益計算書（学校教育事業分内訳）上の「税引前当期純利益」の額に一致すること。
- iv) 必要に応じ、この表に掲げる科目以外の科目を追加することも可能とすること。

様式 4（問 7 関係）

（１）貴社及び親会社の資金調達のこれまでの実績について、以下の表にご記入下さい。

資金調達の方法	資金調達を実施した会計年度	調達総額	資金調達の目的	資金の使途の内訳
自社もしくは親会社の株式発行（増資を含む）			（例） ・教育研究設備充実のための投資 ・学校の教育研究活動の運転資金にあてるため	
自社もしくは親会社の社債発行				
自社もしくは親会社の金融機関からの借入れ				
親会社からの資金の繰入れ				
一般からの寄附金の募集				
自社内資金を利用（剰余金・基本金の取崩）				
その他 （ ）				

（２）（１）で株式発行や社債発行を行っていない場合、その理由を以下から選択してご回答下さい。（複数回答可）

- a. 株式発行や社債発行による学校事業からの収益増や企業価値向上等、新規発行の意義についての株主の理解が得られなかった、又は得られないであろうと判断したため。
- b. 株式発行や社債発行以外の外部からの資金調達によって、学校事業継続・発展のための必要な資金が確保できるため。
- c. 授業料の値上げ等、学校事業からの収益増により、学校事業継続・発展のために必要な資金が確保できるため。
- d. その他（具体的に： ）

様式 5（問 9 関係）

○ 赤字が発生した場合の補填状況

年度 ※予定の場合は （予定）と記載	補填額 （万円）	補填方法（記載例：親会社からの支援、授業料の引き上げ）

様式 6（問 15（1）関係）

① 株主総数

株主の総数 [令和 年 月 日現在]		
	うち 個人株主	うち 法人株主
人・法人	人	法人

② 株式保有比率の最も高い株主から上位 10 位までの株主の名称及びその保有比率 (令和 4 年 9 月 1 日現在)

順位	株 主 の 名 称 （ 法 人／個人の別 ） ※ 該当するものに○	株式保有比率 ※ 小数第 2 位を 四捨五入	他の株主 との関係
1	(法人・個人)	. %	
2	(法人・個人)	. %	
3	(法人・個人)	. %	
4	(法人・個人)	. %	
5	(法人・個人)	. %	
6	(法人・個人)	. %	
7	(法人・個人)	. %	
8	(法人・個人)	. %	
9	(法人・個人)	. %	
10	(法人・個人)	. %	
上 位 10 株 主 の 計		. %	

様式 7（問 20（1）関係）

教科科目等の 名称	単位数	面接指導 等時間数 (減免前)	メディア 学習によ る面接指 導等の減 免時間数	メディア学習の 教材（例：NHK 高校講座(テレビ ／ラジオ)等)	メディアの作成元 (例：〇〇出版、自 社において作成 等)
計					

様式 8 (問 27 (1)、問 30 関係)

[illegible]

- ※1 臨時採用の教員については（臨）と記入（例：常勤（臨））
- ※2 免許状の種類については数学の一種免許状所有者であれば、数学（一種）と記入。
また特別免許状、臨時免許状についてはそれぞれ（特免）、（臨免）と記入。
- ※3 免許外教科担任の許可を受けている場合は、当該教科を記入。
- ※4 経験年数については、常勤・非常勤別に教員としての勤務年数（他校での勤務を含む）を記載してください。（令和4年5月1日現在）
- ※5 年間給与・報酬額については、常勤・非常勤それぞれの総額のみの記載でも可
- ※6 サポート校等と兼職している者については○と記入の上、当該サポート校等を他会社が運営している場合は、他会社の名前を括弧書で記入。

様式 9（問 27（2）関係）

特別非常勤講師制度を活用している（所属するすべての特別非常勤講師について詳細を下記にご記入ください。）

（例）

学校種	教科名等	具体的教授内容	分野 ※1	具体的な業務 ※2	職業等
小学校	外国語活動	英会話	外国語（外国語会話も含む）	授業、添削	英会話教室講師
中学校	技術	情報処理	情報	授業、学級担任	システムエンジニア

学校種	教科名等	具体的教授内容	分野 ※1	具体的な業務 ※2	職業等

※1 「分野」欄は、以下の分野一覧の「分野」から1項目を選択し記入してください。

複数分野に教授内容がまたがる場合には、主たる内容の分野を1項目記入してください。（福祉・看護といったような、複数の分野を融合させて新たな分野を作らないでください。）

なお、分野選択にあたっては、なるべく以下の分野一覧に掲げる各分野（情報、人権、道徳…など）に分類し、「その他」は極力少なくしてください。やむを得ず「その他」を選択する場合は、「その他（具体的内容）」のように括弧で具体的内容を追記してください。

<分野一覧>

朗読、書道・書写、異文化理解、地域文化理解、環境教育、野外体験活動、競技スポーツ、武道、芸術、茶道、華道、伝統芸能、伝統工芸、製造現場体験、家庭科教育、外国語（外国語会話も含む）、道徳、人権、福祉・ボランティア、医学・看護、情報、宗教、理容・美容、その他

※2 授業、学級担任、面接指導、添削、成績評価、のように記載

様式 10（問 29 関係）

	人 数	うち本務教職員			うち兼務教職員	
			うち兼職あり	うち非常勤		うち非常勤
校 長	人	人	人	人	人	人
副校長・教 頭	人	人	人	人	人	人
教 員 (主幹教諭・指導教諭・ 教諭・助教諭・講師)	人	人	人	人	人	人
養護教員 (養護教諭・養護助教諭)	人	人	人	人	人	人
栄養教諭	人	人	人	人	人	人
事務職員	人	人	人	人	人	人
スクールカウンセ ラー (SC)	人	—	—	—	—	—
スクールソーシャ ルワーカー (SSW)	人	—	—	—	—	—

1) 人数（本務・兼務別）は、令和3年度学校基本調査の報告と一致すること（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを除く）。

※ 本務・兼務の区別は、辞令書等により判断する。辞令等ではっきりしない場合は、俸給（給料又はこれらに相当するものを含む）を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とする（2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とする。）。

※ 非常勤の講師は、兼務者として扱う。

※ SC、SSW は学校への配置数を記載すること。

- 教諭等及び事務職員の各々の人数の積算方法・考え方（こういった理由・考え方により、その人数なのか。なぜ、常勤・非常勤の人数をその割合としたか、SC・SSWの年間や週当たりの配置状況など。）

	積算根拠・考え方
教諭等	
事務職員	
スクールカウ ンセラー・スク ールソーシャ ルワーカー	

以下の質問にご回答ください。

問 1 特区計画の具体的成果

(1) 申請時に期待していた「成果」に対する認識・分析

貴自治体が認定を受けた特区計画に示された目標に関連して、株式会社立学校に係る特例措置について、計画申請当初に期待していた成果を具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該成果が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを1つ選ぶとともに、その理由を具体的に記述してください。

ア 現時点で具体的な成果がある。

イ 現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要。

ウ 現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。

エ 成果は見込めない。

オ 現時点ではわからない。

(成果)

(理由)

(2) 申請時に期待していた「経済的社会的効果」に対する認識・分析

特区計画において学校設置事業の「経済的社会的効果」として挙げた具体の数値目標・見通し（域内の雇用創出効果、卒業生の就職、起業効果等）について具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該「経済的社会的効果」が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを1つ選ぶとともに、「経済的社会的効果」の数値と理由を具体的に記述してください。

ア 現時点で具体的な成果があった。

イ 現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要。

ウ 現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。

エ 成果は見込めない。

オ 現時点ではわからない。

(数値目標・見通し)

(数値・理由)

(3) 課題の有無についての認識・分析

特区計画を実施していく中で、当初想定していなかった課題が生じたか。次のア～エのうち当てはまるものを1つ選ぶとともに、ア又はイを選択した場合、生じた課題の内容、その解決方法等を具体的に記述してください。

ア 想定していなかった課題が生じており、解決できる見込みがない。

イ 想定していなかった課題が生じたが、解決できた（できる予定である）。

ウ 特に課題は生じていない。

エ 現時点ではわからない。

--

問2 特区法の適用状況

(1) 毎年度の評価

構造改革特別区域法第12条第5項及び第6項においては、認定地方公共団体が、学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況を毎年度評価することと、その評価結果を当該学校に通知し、公表することが規定されています。

これについて、これまで実施した評価について、①評価体制、②評価方法（書面による評価、実地調査による評価等）、③評価項目・評価基準、④年間の実施回数、⑤実施プロセス、⑥公表方法（Web上で公表している場合は、URLも記載）を記述してください。あわせて、平成30年度から令和3年度の評価の実施に関わった会議の議事概要と、現時点までに実施した各年度の評価の結果について、資料を提出してください。

--

(2) セーフティネット

構造改革特別区域法第12条第7項においては、認定地方公共団体が行うセーフティネットの整備（転学のあっせんその他の必要な措置）について規定されています。

これについて、①特区認定を申請するに当たり、セーフティネットの整備としてどのような措置を計画したか、また、②当該計画に係る現在の進捗状況及び今後の予定について、具体的に記述してください。

--

(3) 認定地方公共団体の審議会

構造改革特別区域法第12条第8項においては、認定地方公共団体の長が学校設置会社による学校の設置認可等をする場合に、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない旨が規定されています。

これについて、貴自治体が学校の設置を認可するに際して意見を聴いた合議制の機関の名称、構成員名、構成員の役職名に係る資料を提出してください。また、認可までに当該合議制の機関が行った全ての会議の議事概要及び審査基準に関する資料と、学校の設置認可申請書及びその付属書類の写しを提出してください。

問3 株式会社による学校設置事業について

通常は、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限られますが、特区においては株式会社が設置主体となることが認められています。学校の設置を株式会社が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。経営面、教学面両方の観点から具体的に記述してください。

--

問4 設置認可・指導監督について

(1) 担当部局について

貴自治体において株式会社立学校の担当を行っている部局について、

- ① 担当している部局名、
 - ② 担当者の人数、
 - ③ 各担当者の教育関係事務経験の有無（高等学校を認可している場合は、高等学校教育関係事務経験の有無）
- について記述してください。

--

(2) 適切な指導監督体制確保のための都道府県との協定について

貴自治体が所在する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結していますか。締結している場合は、当該文書の写しを提出してください。

※ 都道府県及び市町村が共同で特区申請を行っている場合は、どのような役割分担で設置認可、指導監督を行っているか回答してください。

締結している・締結していない

(3) 設置認可・指導監督について

高校以下の私立学校に対する設置認可や、所轄庁としての指導監督については、通常は、都道府県知事がその事務を行うこととされていますが、特区における株式会社立学校の場合は、認定地方公共団体が市区町村であった場合は、市区町村がこれらの事務を行う仕組みとなっています。都道府県ではなく市区町村がこれらの事務を行うことについて、困難だと感じていることはありますか。また、どのような利点があると考えますか。具体的に記述してください。

※ 都道府県及び市区町村が共同で特区申請を行っている場合は、共同で設置認可、指導監督を行うことについて、困難だと感じていることや利点をお答えください。

--

(4) 設置認可の審査基準について

学校の設置認可に際して、審査基準を策定していますか。策定している場合は当該審査基準を提出してください。策定していない場合は、設置認可を行うことが適切であるか否かをどのように判断したのか、考え方を詳しく記述してください。

策定している・策定していない (考え方)

(5) 学校設置会社との情報共有等について

学校設置会社の活動等について、学校設置会社とはどのくらいの頻度で連絡をとっていますか。当該学校設置会社との年間の連絡回数とともに、当該学校設置会社から相談を受けたことがある場合や、貴自治体から連絡、指導や助言を行ったことがある場合には、その具体的な内容を記述してください。

--

問5 特例措置の全国化について

株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例は、その実現後、特段の弊害がないこと、あるいは弊害はあっても適切な予防措置が可能であることなどを確認することにより、全国化（特区内という限定条件を付さず、株式会社が全国どこでも学校を設置できるようにすること）が行われます。

株式会社による学校設置を認める特例の全国化について、貴自治体としてどのように考えられるか、ア～オから最も当てはまるものを選ぶとともに、そう考える具体的な理由を記載してください。

ア 全国化すべきである。

イ 全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要。

ウ 全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要。

エ 全国化すべきでない。

オ 現時点ではわからない。

--

問6 その他

株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありましたら、自由に記述してください。

--

ご協力ありがとうございました。

（書面調査票 1－3）
関係都道府県（高等学校以下関係）用

貴自治体では、域内の市区町村において、構造改革特別区域法に基づく内閣総理大臣からの計画認定を受け、株式会社による学校設置事業が実施されています。このことに関し、次の質問にご回答くださいますようお願いいたします。

問 1 認定地方公共団体及び学校設置会社との情報共有について

- （１）域内の市区町村が策定した特区計画に基づく学校設置会社の活動等について、当該市区町村とはどのくらいの頻度で連絡をとっていますか。当該市区町村との年間の連絡回数とともに、当該市区町村から相談を受けたことがある場合や、貴自治体から連絡・助言をしたり報告を求めたりしたことがある場合には、その具体的な内容を記述してください。

- （２）学校設置会社やその設置する学校について、情報を把握する取組みを行っている場合には、その具体的な内容を記述してください。

問 2 株式会社による学校設置事業等について

- （１）通常は、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限られますが、特区においては株式会社が設置主体となることが認められています。学校の設置を株式会社が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。経営面、教学面両方の観点から具体的に記述してください。

- （２）高等学校以下の私立学校に対する設置認可や所轄庁としての指導監督については、通常は都道府県知事が行うこととされていますが、特区において株式会社が設置する学校については、認定地方公共団体がこれらの事務を行うこととなっており、現状ではすべての特区計画において市区町村が申請者となっています（一部都道府県と共同申請）。これらの事務を行うこととなっています。学校の設置認可及び指導監督を市区町村が行うことについて、どのような利点及び弊害があると考えますか。具体的に記述してください。

問 3 特例措置の全国化について

株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例は、その実現後、特段の弊害がないこと、あるいは弊害はあっても適切な予防措置が可能であることなどを確認す

ることにより、全国化（特区内という限定条件を付さず、株式会社が全国どこでも学校を設置できるようにすること）が行われます。

株式会社による学校設置を認める特例の全国化について、貴自治体としてどのように考えますか。ア～オから最も当てはまるものを選ぶとともに、そう考える具体的な理由を記載してください。

ア 全国化すべきである。

イ 全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要。

ウ 全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要。

エ 全国化すべきでない。

オ わからない。

--

問4 その他

株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありましたら、自由に記述してください。

--

ご協力ありがとうございました。

(書面調査票 1－4)

学校法人立化した元株式会社立学校（高等学校以下関係）用

以下の質問について御回答ください。

問 学校法人化のメリット・デメリットについて

貴法人において、学校法人化を実施したことに伴い、メリット・デメリットがあれば具体的に記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

(書面調査票 2-1-1)
学校設置会社(大学関係)用

貴社において現在進められている学校設置事業に関し、ご回答・資料提供いただけますようお願いいたします。

〈 調 査 事 項 〉

I. 経 営 方 針 等

問 1 初年度学生等納付金額

平成30～令和4年度入学者に係る学生・生徒等の納付金の金額等について、別添の回答様式1により、データを入力してください。

問 2 在学者の状況

次の事項について、別添の回答様式2により、数値データを入力してください。

① 令和4年5月1日現在における各学部・学科、課程、研究科ごとの在学者数

② 平成30～令和4年度の入学者に係る入学志願状況及び在籍状況

※ なお、複数の特区に学部等が設置されている場合には、特区ごとの数値を分けて入力してください。

問 3 収支の状況

平成29～令和3年度における学校教育事業の収入・支出の状況について、別添の回答様式3により、データを入力してください。

問 4 資金調達の状況

これまでの学校運営のための資金調達の状況について、別添の回答様式4により、回答して下さい。

問 5 教育研究経費

平成29～令和3年度における学校教育事業の支出の状況について、教育研究経費比率（「様式3（問3関係）」の「教育研究経費」/「事業活動収入計」）を記述してください。その場合、教育研究経費には校地・校舎借料を除いて計算してください。また、今後どのようにして教育研究経費を充実していく予定ですか。目標とする教育研究経費比率と併せて具体的に記述してください。

教育研究費比率：
（今後の予定）

問 6 経営の見通し

貴社では、損益の見通しに関し、損益分岐点をどのような考え方で判断していますか。具体的に記述してください。（例：生徒1人当たり〇円の収益が出るため、△人の入学があれば□円の費用を上回るという考え方で、損益分岐点を判断している。）

--

問 7 赤字発生時の対応の状況

貴社における学校教育事業の収支状況が赤字の場合、どのようにして赤字を補填していますか（あるいは、赤字の補填を予定していますか）。別添の回答様式 5 により、年度ごとに、額及び補填方法を具体的に記述してください。

問 8 学校の規模に関する計画の履行状況

株式会社立大学については、学部の閉鎖やキャンパスを閉鎖する事例が散見されるところですが、貴社では当初の計画に比べて、学校数・募集定員・教員数の増減など、学校の規模に関して変更又は変更の予定はありますか。変更（の予定）がある場合には、その内容、理由、変更（予定）時期を具体的に記述してください。

有・無 (内容等)

問 9 経営情報の公開

構造改革特別区域法第 12 条第 3 項及び第 4 項に基づき、学校設置会社には一定の経営情報公開が義務付けられています。

貴社におかれては、財務諸表をはじめとした会社の経営状況に関する情報の公開について、どのような情報を、どのような人々に向け、どのような媒体・手段を用いて取り組んでいますか、具体的に記述してください（ホームページ等で公開している場合は、URL 等をあわせて記載してください）。

また、会社全体の情報公開とは別に、学校教育事業に係る経営情報の公開について、特別の取組みがあれば、あわせて記述してください。

--

問 10 学校設置の意義

学校設置会社と学校法人の学校経営を比較し、相違点、共通点、利点又は弊害についてどのように考えますか。具体的に記述してください。

--

問 11 学校法人化に向けた検討

貴社において、学校法人化に向けた検討の状況について、最もあてはまるものを 1 つお選び下さい。また、その理由について具体的に記述してください。

- a 学校法人化に向け、具体的に準備している。
- b 学校法人化の可能性を念頭に、自治体と相談している。

- c 学校法人化の可能性を念頭においているが、自治体との相談までは至っていない。
- d 現段階において学校法人化は考えていないが、魅力は感じる。
- e 学校法人化することは考えていない。

--

Ⅱ．経営と教学のバランス

問 1 2 教学組織

貴社の設置する学校における（教育・研究面に関して審議するための）教学組織（例えば、「教授会」など）について、以下の点について、回答してください。

- ① 設置根拠（当該組織を設置することの根拠となっている内部規定。例：教授会規定）
- ② 構成メンバー
- ③ 議決方法・定足数
- ④ 審議事項
- ⑤ 開催状況（週・月・年に○回）、開学以降の平均出席率（出席者数／構成メンバー）
- ⑥ 開催方法（対面、テレビ会議など）

--

問 1 3 経営組織と教学組織との関係

貴社においては、学校教育事業に関し株式会社としての意思決定を行うに当たって、設置する学校の教学組織の意見をどのように考慮・反映していますか。また、経営側と教学側との意思疎通を図るために、どのような措置を講じていますか。具体的に記述してください。

--

問 1 4 役員の決定基準

構造改革特別区域法第 1 2 条第 2 項第 2 号においては、「当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること」とされていますが、当該役員を決定する際、学校を経営するために必要な知識又は経験を有することをどのような基準で判断していますか。判断基準を具体的に記述して下さい。

--

問 1 5 株主との関係

（1）貴社における株主の構成はどのようになっていますか。別添の回答様式 6に沿って回答してください。

（2）学校経営の方針について、株主の意向をどのような方法で把握していますか。また、株主は現在どのような意向を持っていますか。具体的に記述してください。

--

問 1 6 利益の扱い

貴社においては、学校設置事業を通じて得た利益をどのように扱っていますか。配当方針を含めて、具体的に記述してください。また、当該利益の扱いが定款等に定まっている場合には、その具体的な規定もお示してください。

Ⅲ. 教育・研究活動

問 17 教員との契約等（契約の形態・待遇）

会社側が常勤の教員を採用するに当たり、締結している契約等に関して、

- ① どのような契約形態か（（例）労働（雇用）契約、業務委託契約など）
- ② どのような待遇条件か（（例）報酬 月額〇〇円）

について、具体的に記述してください。

※ ②については、必ずしも全ての教員に関する網羅的な情報でなくとも結構です。

--

問 18 教員の配置状況

教員の配置状況（教授・准教授・講師・助教の区分ごとの専任教員数（うち、実務家教員の割合も含む））、平均給与額について、別添の回答様式 7に沿って記述してください。

問 19 教員の勤務実態

貴学に在籍する全専任教員の週当たり平均勤務日数を、別添の回答様式 8に沿って記入してください。なお、当該専任教員が貴学以外の勤務先も有している場合は、当該勤務先（業務）への週当たり平均勤務（従事）日数を記述してください。

問 20 教職員研修

貴学に在籍する教職員に対して、どのようなFD・SDを行っていますか。具体的にご回答ください。

--

問 21 自己点検評価結果の公表

大学は、その教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされています（学校教育法第109条第1項）が、貴社におかれては、自己点検評価結果の公開について、どのような情報を、どのような人々に向け、どのような媒体・手段を用いて取り組んでいますか、具体的に記述してください（ホームページ等で公開している場合は、URL等をあわせて記述してください）。

--

〈 資 料 依 頼 〉

貴社において作成等された以下の書類をご供与くださいますよう、お願いします。

- (1) 直近5年間の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書並びにこれらの明細書）
※ 会社全体の計算書類中に学校教育事業（学校教育を直接的に行うもののみを指す。）の内訳を明記し、又は会社全体の計算書類に学校教育事業の計算書類を添付して提出してください。
- (2) 直近5年間の事業報告書（株主総会の開催実績及び概要を含む）、有価証券報告書
- (3) 会社及び学校教育事業の平成30～令和4年度予算書及び事業計画書
- (4) 令和4年4月1日から9月30日までの期間に係る会社全体及び学校教育事業の決算の状況（中間決算、令和4年度第一四半期決算など）
※ 貴社において、現在までに作成されている決算報告書類等を提出してください。
- (5) 教職員（常勤・非常勤）に適用される就業規則、給与規程・退職金規程、労働時間規程、安全衛生規則等
- (6) 募集要項、入学案内、学則、学生便覧
- (7) カリキュラム一覧（科目ごとの授業期間、授業時間数、講義／演習／実習／卒業研究などの区分）
- (8) シラバス一覧
- (9) 教員一覧表（担当科目、保有学位、教授／准教授／講師／助教の区分、専任／兼任の区分など）
- (10) 教員の研究実績・業績を示す資料（発表された論文数・引用状況など）
- (11) 学校に対する学生・教員の満足度に関する指標など
- (12) 教授会規程（「成績評価に関する細則」等下部規程に委ねているものがある場合は、それを含む）
- (13) 各年度の各学部・学科、課程、研究科ごと卒業生の数及び進路（就職先・進学先）の一覧
- (14) 学校教育事業の事務組織表
- (15) 会社の定款及び取締役会規則

- (1 6) 学校施設全体の配置図・部屋割り図（「学校建物構造用途別面積一覧」を含む）
- (1 7) 校地・校舎全体の権利書又は賃貸借契約書などの写し
- (1 8) 学校の各種施設の利用案内・利用状況
- (1 9) 図書館関係（閲覧室（座席数）、レファレンス・スペース、蔵書数、視聴覚教材等）
- (2 0) 成績評価基準
- (2 1) 教員選考基準
- (2 2) 学校が自ら行っている自己点検評価結果及び認証評価機関によるこれまでの認証評価結果全て（専門職大学院について、当該専門職大学院の課程の分野の認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合には、文部科学大臣の定める措置の実施状況について）

ご協力ありがとうございました。

【別添】

様式 1（問 1 関係）

【平成 30 年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1 人 当 た り 額（千円）						受 験 料 （千円）	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 （ ）	合 計		

【令和元年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1 人 当 た り 額（千円）						受 験 料 （千円）	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 （ ）	合 計		

【令和 2 年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1 人 当 た り 額（千円）						受 験 料 （千円）	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 （ ）	合 計		

【令和3年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1人当たり額(千円)						受験料 (千円)	該当 入学者数
	授業料	入学料	施設設備 費	実験実習 費	その他 ()	合計		

【令和4年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1人当たり額(千円)						受験料 (千円)	該当 入学者数
	授業料	入学料	施設設備 費	実験実習 費	その他 ()	合計		

【備考】

- i) 「1人当たり額」欄に記入する金額は、千円単位（千円未満は四捨五入すること）とし、年額を記入してください。試験入学、推薦入学、キャンパスその他で納付金の額が異なる場合についても、それぞれの区分ごとに別々に記入してください。

- *「授業料」； 履修単位数に応じて授業料が加算される、いわゆるクレジット制を採用する学部・学科、研究科等については、初年度に平均的に履修する単位数に1単位当たり料金を乗じて得た額を記入してください。
- *「入学料」； 1年次入学生の入学料を記入してください。
- *「施設設備費」； 名称のいかんにかかわらず、施設設備の建設、維持等の目的で徴収する納付金の額（2種以上の場合はその合計額）を記入してください。
- *「実験実習費」； 体育実習費、調理実習費等の実験実習に要する経費として徴収する納付金の額（2種以上の場合はその合計額）を記入してください。
- *「その他」； 上記以外の納付金（図書費、暖房費等、2種以上の場合はその合計額）を記入し、納付金の名称を（ ）に記入してください。

- ii) 「受験料」欄には、入学試験の受験料を記入してください。

- iii) 「該当入学者数」欄には、当該年度の入学者のうち、当該納付金額が適用される学生・生徒等の数を、記入してください。

様式 2（問 2 関係）

（１）各学部・学科、課程、研究科ごとの在学者数〔令和４年５月１日現在〕

〔学部等の名称：（課程：制）〕

学 部 等 計	第 1 学年	第 2 学年	(第 3 学年)	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

〔学部等の名称：（課程：制）〕

学 部 等 計	第 1 学年	第 2 学年	(第 3 学年)	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

〔学部等の名称：（課程：制）〕

学 部 等 計	第 1 学年	第 2 学年	(第 3 学年)	(第 4 学年)
人	人	人	人	人

（２）入学志願状況及び在籍状況

（自治体名：）

	平成30年 度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	学部・学科、課程 研究科ごとの内訳		
						〔学部等の名称〕	〔学部等の名称〕	〔学部等の名称〕
募集人員 (a)	人	人	人	人	人	人	人	人
志願者数	人	人	人	人	人	人	人	人
受験者数	人	人	人	人	人	人	人	人
合格者数	人	人	人	人	人	人	人	人
入学者数 (b)	人	人	人	人	人	人	人	人
募集人員充 足率 (b/a)	%	%	%	%	%	%	%	%
定員計 (c)	人	人	人	人	人	人	人	人
在籍者数計 (d)	人	人	人	人	人	人	人	人
在籍率 (d/c)	%	%	%	%	%	%	%	%

中退者数 R4.12.1まで	人	人	人	人	人	人	人	人
-------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

様式 3（問 3 関係）

学校教育事業の収支状況 [平成 2 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 3 1 日]

【平成 2 9 年度】

(単位 円)

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他 ()		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他 ()		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		付随事業収入		
		補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
		附属事業等収入		
		受託事業収入		
		その他 ()		
		雑収入		
		施設設備利用料		
		廃品売却収入		
		その他 ()		

		教育活動収入計		
	事業活動支出	人件費		
		教員人件費		
		職員人件費		
		役員報酬		
		退職金		
		その他（ ）		
		教育研究経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		奨学費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		管理経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		徴収不能額等		
		徴収不能引当金繰入額		
		徴収不能額		
		教育活動支出計		
	教育活動収支差額			
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
	教育活動外収支差額			
経常収支差額				

特別収支	事業活動収入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業活動支出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
	特別収支差額			
当年度収支差額（税引前）				

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【平成30年度】

（単位 円）

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他（ ）		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他（ ）		
		寄付金		

		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		付随事業収入		
		補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
		附属事業等収入		
		受託事業収入		
		その他 ()		
		雑収入		
		施設設備利用料		
		廃品売却収入		
		その他 ()		
		教育活動収入計		
	事業活動支出	人件費		
		教員人件費		
		職員人件費		
		役員報酬		
		退職金		
		その他 ()		
		教育研究経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		奨学費		
		減価償却額		
		その他 ()		
		管理経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		減価償却額		
		その他 ()		

	徴収不能額等			
	徴収不能引当金繰入額			
	徴収不能額			
	教育活動支出計			
	教育活動収支差額			
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
	教育活動外収支差額			
経常収支差額				
特別収支	事業活動収入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業活動支出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
	特別収支差額			
当年度収支差額（税引前）				

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【令和元年度】

(単位 円)

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他 ()		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他 ()		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		付随事業収入		
		補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
		附属事業等収入		
		受託事業収入		
		その他 ()		
		雑収入		
		施設設備利用料		
		廃品売却収入		
		その他 ()		
		教育活動収入計		
	事業活動支出	人件費		
		教員人件費		
		職員人件費		
		役員報酬		
		退職金		

		その他（ ）			
		教育研究経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		奨学費			
		減価償却額			
		その他（ ）			
		管理経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		減価償却額			
		その他（ ）			
		徴収不能額等			
		徴収不能引当金繰入額			
		徴収不能額			
		教育活動支出計			
		教育活動収支差額			
		教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金	
その他の教育活動外収入					
教育活動外収入計					
事業活動支出	借入金等利息				
	その他の教育活動外支出				
	教育活動外支出計				
教育活動外収支差額					
経常収支差額					
特別収支	事業活動収入	資産売却差額			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		過年度修正額			
		その他（ ）			

事業活動支出	特別収入計		
	資産処分差額		
	その他の特別支出		
	災害損失		
	過年度修正額		
	その他（ ）		
	特別支出計		
特別収支差額			
当年度収支差額（税引前）			

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【令和２年度】

（単位 円）

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		
		その他（ ）		
		手数料		
		入学検定料		
		試験料		
		証明手数料		
		その他（ ）		
		寄付金		
		特別寄付金		
		一般寄付金		
		現物寄付		
		付随事業収入		
		補助活動収入 （寮,食堂,売店,スクールバス等）		

教	事業活動支出	附属事業等収入		
		受託事業収入		
		その他（ ）		
		雑収入		
		施設設備利用料		
		廃品売却収入		
		その他（ ）		
		教育活動収入計		
		人件費		
		教員人件費		
		職員人件費		
		役員報酬		
		退職金		
		その他（ ）		
		教育研究経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		奨学費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		管理経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		徴収不能額等		
		徴収不能引当金繰入額		
		徴収不能額		
		教育活動支出計		
		教育活動収支差額		
教	事	受取利息・配当金		

育 活 動 外 収 支		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業 活動 支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
		教育活動外収支差額		
経常収支差額				
特 別 収 支	事業 活動 収入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業 活動 支出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		
	特別収支差額			
当年度収支差額（税引前）				

事業活動収入計	
事業活動支出計	

【令和3年度】

（単位 円）

		科目	金額	損益計算書上の計上科目
教 育 活 動 収 支	事業 活動 収入	学生生徒等納付金		
		授業料		
		入学金		
		実験実習料		
		施設設備資金		

事業活動支出	その他（ ）		
	手数料		
	入学検定料		
	試験料		
	証明手数料		
	その他（ ）		
	寄付金		
	特別寄付金		
	一般寄付金		
	現物寄付		
	付随事業収入		
	補助活動収入 (寮,食堂,売店,スクールバス等)		
	附属事業等収入		
	受託事業収入		
	その他（ ）		
	雑収入		
	施設設備利用料		
	廃品売却収入		
	その他（ ）		
	教育活動収入計		
	人件費		
	教員人件費		
	職員人件費		
	役員報酬		
	退職金		
	その他（ ）		
	教育研究経費		
	消耗品費		
	光熱水費		
	旅費交通費		
	奨学費		
	減価償却額		

		その他（ ）		
		管理経費		
		消耗品費		
		光熱水費		
		旅費交通費		
		減価償却額		
		その他（ ）		
		徴収不能額等		
		徴収不能引当金繰入額		
		徴収不能額		
		教育活動支出計		
		教育活動収支差額		
教育活動外収支	事業活動収入	受取利息・配当金		
		その他の教育活動外収入		
		教育活動外収入計		
	事業活動支出	借入金等利息		
		その他の教育活動外支出		
		教育活動外支出計		
	教育活動外収支差額			
経常収支差額				
特別収支	事業活動収入	資産売却差額		
		その他の特別収入		
		施設設備寄付金		
		現物寄付		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別収入計		
	事業活動支出	資産処分差額		
		その他の特別支出		
		災害損失		
		過年度修正額		
		その他（ ）		
		特別支出計		

	特別収支差額		
	当年度収支差額（税引前）		

事業活動収入計	
事業活動支出計	

〔 備 考 〕

- i) 「事業活動収入計」は、損益計算書（学校教育事業分内訳）上の「営業収益」、「営業外収益」、「特別利益」の額の合計に一致すること。
- ii) 「事業活動支出計」は、損益計算書（学校教育事業分内訳）上の「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、及び「特別損失」の額の計に一致すること。
- iii) 「当年度収支差額（税引前）」は、損益計算書（学校教育事業分内訳）上の「税引前当期純利益」の額に一致すること。
- iv) 必要に応じ、この表に掲げる科目以外の科目を追加することも可能とすること。

様式 4（問 4 関係）

（１） 貴社及び親会社の資金調達のこれまでの実績について、以下の表にご記入下さい。

資金調達の方法	資金調達を実施した会計年度	調達総額	資金調達の目的	資金の使途の内訳
自社もしくは親会社の株式発行（増資を含む）			（例） ・ 教育研究設備充実のための投資 ・ 学校の教育研究活動の運転資金にあてるため	
自社もしくは親会社の社債発行				
自社もしくは親会社の金融機関からの借入れ				
親会社からの資金の繰入れ				
一般からの寄附金の募集				
自社内資金を利用（剰余金・基本金の取崩）				
その他（ ）				

（２） （１） で株式発行や社債発行を行っていない場合、その理由を以下から選択してご回答下さい。
（複数回答可）

- a. 株式発行や社債発行による学校事業からの収益増や企業価値向上等、新規発行の意義についての株主の理解が得られなかった、又は得られないであろうと判断したため。
- b. 株式発行や社債発行以外の外部からの資金調達によって、学校事業継続・発展のための必要な資金が確保できるため。
- c. 授業料の値上げ等、学校事業からの収益増により、学校事業継続・発展のために必要な資金が確保できるため。
- d. その他（具体的に： ）

様式 5（問 7 関係）

○ 赤字が発生した場合の補填状況

年度	予 定 の 場 合 ○ を 記 入	補填額 (万円)	補填方法(記載例: 関連会社からの支援、金融機関からの借入れ)

様式 6（問 1 5 （ 1 ） 関係）

① 株主総数

株主の総数 [令和 年 月 日現在]		
	うち 個人株主	うち 法人株主
人・法人	人	法人

② 株式保有比率の最も高い株主から上位 1 0 位までの株主の名称及びその保有比率 (令和 4 年 1 2 月 1 日現在)

順位	株 主 の 名 称 （ 法 人 ／ 個 人 の 別 ） ※ 該当するものに○	株式保有比率 ※ 小数第 2 位を 四捨五入	他の株主 との関係
1	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
2	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
3	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
4	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
5	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
6	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
7	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
8	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
9	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
1 0	（ 法 人 ・ 個 人 ）	. %	
上 位 1 0 株 主 の 計		. %	

様式 7 (問 1 8 関係)

教員の配置状況 (令和 4 年 5 月 1 日現在)

[平成 3 0 年度]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家教 員の人数)	
教 授	人	人 (人)	
助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

[令和元年度]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 (うち、実務家教 員の人数)	
教 授	人	人 (人)	
助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

[令和 2 年度]

	配 置 数	
--	-------	--

	専任教員数 (うち、実務家教員 の人数)		平均給与額
教 授	人	人 (人)	
助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

[令和3年度]

	配 置 数		平均給与額
	専任教員数 (うち、実務家教員 の人数)		
教 授	人	人 (人)	
助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

[令和4年度]

	配 置 数		平均給与額
	専任教員数 (うち、実務家教員の人数)		
教 授			
	人	人 (人)	

助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

様式 8 （問 1 9 関係）

	専任教員の氏名	職位	勤務日数 （大学）	勤務日数 （学外）
1				
2				
3				

(書面調査票 2－1－2) 専任教員(大学関係)用

以下の質問に関しては、5～10名程度の専任（基幹）教員に対して調査を実施していただくようお願いします。ご回答に関しては、集計等していただく必要はありません。なお、それぞれご回答いただいた教員が、どのような立場の方か（「教授／准教授／講師／助教」の区分など）について、可能な範囲でご記入をいただくようお願いします。

この調査で得られた情報は、構造改革特別区域の評価以外の目的には使用しません。

問1 あなたが現在大学で行っている研究活動の内容について、研究分野及び論文発表数・発表先（現在の株式会社立大学所属中に発表したものに限る）を含めて具体的に記述してください。

問2 教育活動に関する環境の整備状況（教育に必要な施設・設備・備品・図書の整備、ファカルティ・ディベロップメントの実施等）についてどのように評価されていますか。

- ① 教室（講義室、演習室、実験・実習室等）の広さ、機能等
 - ア 他の大学と比較して十分である。
 - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
 - ウ どちらともいえない。
- ② 図書館の広さ、機能面（相談体制、検索等）の整備状況
 - ア 他の大学と比較して十分である。
 - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
 - ウ どちらともいえない。
- ③ 図書の冊数
 - ア 他の大学と比較して十分である。
 - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
 - ウ どちらともいえない。
- ④ プロジェクター、ビデオ会議システム、各種教材等、授業を行うにあたっての設備の整備状況
 - ア 他の大学と比較して十分である。
 - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
 - ウ どちらともいえない。
- ⑤ ファカルティ・ディベロップメント等、大学としての教育方法等の改善を目指した取り組み状況
 - ア 他の大学と比較して十分である。
 - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
 - ウ どちらともいえない。

問3 研究活動に関する環境の整備状況（学内で利用可能な研究費、研究に必要な施設・設備・備品・図書の整備等）についてどのように評価されていますか。

- ① 研究室等、研究スペースの整備状況
 - ア 他の大学と比較して十分である。
 - イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
 - ウ どちらともいえない。
- ② パソコン、図書等研究機器・設備の整備状況

- ア 他の大学と比較して十分である。
- イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
- ウ どちらともいえない。

③ 研究費の支給状況

- ア 他の大学と比較して十分である。
- イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
- ウ どちらともいえない。

④ サバティカル・イヤーの付与等、各教員の研究時間の確保に対する配慮状況

- ア 他の大学と比較して十分である。
- イ 他の大学と比較して十分とはいえない。
- ウ どちらともいえない。

問4 大学の教育研究活動の方針を決定するに当たって、教学組織の意見と経営組織の意見はどのように調整されているとお考えですか。

- ア 教学組織の意見が経営組織の意見よりも一般的に尊重されている。
- イ 経営組織の意見が教学組織の意見よりも一般的に尊重されている。
- ウ どちらともいえない。

問5 大学の教育研究活動の方針を決定するに当たって、教学組織の意見と株主の意見とはどのように調整されているとお考えですか。

- ア 教学組織の意見が株主の意見よりも一般的に尊重されている。
- イ 株主の意見が教学組織の意見よりも一般的に尊重されている。
- ウ どちらともいえない。

問6 通常は、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限られますが、特区においては株式会社が設置主体となることが認められています。学校の設置を株式会社が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。経営や教育研究の観点から記述してください。

--

問7 既設の株式会社立学校については、学校法人立化を希望する場合、新たな学校の設置ではなく「設置者変更」として認可を行うことが可能であるなど手続きの弾力化が図られているとともに、国においても学校法人立化に向けて相談支援に取り組んでいます。

あなたが所属されている大学が学校法人立化を希望する場合、どのように考えられますか。アからエから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、下記①～③の観点からその理由等を記述してください。

- ア 学校法人立化を進めていくべきである。
- イ 学校法人立化をすべきではない。
- ウ どちらでもよい。

エ わからない。

- ① 「ア 学校法人立化を進めていくべきである。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。また、学校法人化するにはどのような条件や支援等が必要と考えていますか。具体的に記述してください。
- ② 「イ 学校法人立化をすべきではない。」「ウ どちらでもよい。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。
- ③ 「エ わからない。」の場合、どのような条件や検証を経れば、判断が可能と考えますか。具体的に記述してください。

--

問 8 あなたが就任された当時と比べて、大学の教育研究内容や施設整備、各種支援体制などに変化はありましたか。就任時期と併せてご回答下さい。

また、良くなった又は悪くなったと感じておられる場合、その内容を具体的に記述して下さい。

--

問 9 以上の他に、この大学において教育・研究活動を行っていく上で、感じている良い点やあるいは認識している課題・懸念等がありましたら、自由に記述してください。

--

ご協力ありがとうございました。

(書面調査票 2－1－3) 学生(大学関係)用

以下の質問に関しては、5～10名程度の学生に対して調査を実施していただくようお願いいたします。ご回答に関しては、集計等していただく必要はありません。

なお、昨年度までの入学者と本年度入学者の双方の学生の方に、ご記入いただくようお願いいたします。

また、複数のキャンパスを設置されている学校設置会社に置かれましては、各キャンパス5～10名程度の学生の方にご記入いただくようお願いいたします。その際には、どのキャンパスの学生かがわかるようにご記入いただくようお願いいたします。

この調査で得られた情報は、構造改革特別区域の評価以外の目的には使用しません。

キャンパス名：

入学年度：

問1 志望理由について

あなたがこの大学を選んだ主な理由はどのようなものですか。

--

問2 この大学に関する情報について

(1) あなたが現在在籍しているこの大学は、いわゆる特区制度の下で特例的に株式会社により設置された大学ですが、そのことを学校から説明を受けましたか。

- ア 入学前に学校から説明を受けて知っていた。
- イ 学校からの説明はなかったが、入学前から知っていた。
- ウ 入学後に学校から説明を受けて知った。
- エ 入学後に学校以外から聞いて知った。
- オ 知らなかった。

(2) あなたは、入学前に大学を設置する学校設置会社の経営状況を把握されていましたか。

- ア 把握していた。
- イ 把握していなかった。

(3) この大学に関する情報は入学前にはどのように知りましたか。また、この大学への進学を決めるに当たってさらに必要と思われた情報にはどのようなものがありましたか。

--

問3 この大学に対する評価について

(1) この大学について、あなたが「評価している、満足している点」と、逆に「評価していない、改善を求めたいと思っている点」を、それぞれ自由に挙げて下さい。

--

(2) あなたの入学時と比べて、大学の教育研究内容や施設整備、各種支援体制などについて、変化はありましたか。また、その変化は具体的にどのような点でしょうか。

- ア 良くなった。
- イ 変わらない。
- ウ 悪くなった。

--

問 4 既設の株式会社立学校については、学校法人立化を希望する場合、新たな学校の設置ではなく「設置者変更」として認可を行うことが可能であるなど手続きの弾力化が図られているとともに、国においても学校法人立化に向けて相談支援に取り組んでいます。

あなたが所属されている大学が学校法人立化を希望する場合、どのように考えられますか。アからエから最も当てはまるものを一つ選んでください。

ア 学校法人立化を進めていくべきである。

イ 学校法人立化をすべきではない。

ウ どちらでもよい。

エ わからない。

ご協力ありがとうございました。

以下の質問にご回答ください。

学校設置会社が大学を設立していない、あるいは学校設置会社が行った大学の設置認可が不認可となった地方公共団体におかれましては、問1にご回答いただく必要はございません。

複数の株式会社立大学が所在した千代田区、福岡県・福岡市におかれては大学ごと(現在株式会社立大学として設置されていないものを含む)の状況を踏まえて各質問項目にお答えください。

問1 特区計画の具体的成果

(1) 申請時に期待していた「成果」に対する認識・分析

貴自治体が認定を受けた特区計画に示された目標に関連して、株式会社立学校に係る計画申請当初に期待していた成果を具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該成果が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを1つ選ぶとともに、下記①、②の観点からその理由等を具体的に記述してください。なお、千代田区及び福岡県・福岡市におかれては、学校法人立へ移行した大学あるいは当該地域から撤退した大学も含めて、大学ごとに御回答ください(以下(2)(3)において同じ)。

ア 現時点で具体的な成果がある。

イ 現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要。

ウ 現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。

エ 成果は見込めない。

オ 現時点ではわからない。

① 「ア」「エ」を選んだ場合、そのように考える理由・根拠について詳しく記述してください。

② 「イ」「ウ」「オ」を選んだ場合、どの程度の期間・検証を経れば、成果の有無について明確な結論を得ることが可能と考えますか、具体的な年数や条件について記述してください。

(成果)

(理由等)

(2) 申請時に期待していた「経済的社会的効果」に対する認識・分析

特区計画において学校設置事業の「経済的社会的効果」として挙げた具体の数値目標・見通し(域内の雇用創出効果、卒業生の就職、起業効果等)について具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該「経済的社会的効果」が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを1つ選ぶとともに、「経済的社会的効果」の数値と理由を具体的に記述してください。

- ア 現時点で具体的な成果がある。
- イ 現時点で成果が現れ始めているが、引き続き検証が必要。
- ウ 現時点で成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。
- エ 成果は見込めない。
- オ 現時点ではわからない。

(数値目標・見通し)

(数値・理由)

(3) 課題の有無についての認識・分析

特区計画を実施していく中で、当初想定していなかった課題が生じたか。次のア～エのうち当てはまるものを1つ選ぶとともに、ア又はイを選択した場合、生じた課題の内容、その解決方法等を具体的に記述してください。

- ア 想定していなかった課題が生じており、解決できる見込みがない。
- イ 想定していなかった課題が生じたが、解決できた（できる予定である）。
- ウ 特に課題は生じていない。
- エ 現時点ではわからない。

問2 特区法の適用状況

(1) 実施主体との連携

構造改革特別区域法第10条第2項においては、認定地方公共団体と特例実施主体が、特区計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力する責務が定められています。

この点に関し、貴自治体では、学校設置会社と普段からどのような連携・協力を行っていますか、情報交換の頻度なども含め、この1年間のやりとりの概略を説明してください。

(2) セーフティネット

構造改革特別区域法第12条第7項は、「認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。」と規定しています。

この点に関し、次の質問にご回答ください。

- ① 一部の株式会社立大学については、経営の状況の悪化等の理由によりキャンパスの閉鎖や学部廃止などが実施されましたが、貴自治体ではどのような措置を実施しましたか。また、その際、株式会社が学校を設置することにどのような問題があると思われましたか。

- ② ①で回答いただいたほか、今後どのようなセーフティネットの整備を予定し、またはさらに充実させる予定ですか。具体的に記述してください（キャンパス閉鎖や学部廃止が実施されていない株式会社立大学が立地している自治体においても、検討中又は実施中のセーフティネット措置の記述をお願いします）。

問3 株式会社による学校設置事業について

通常は、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限られますが、特区においては株式会社が設置主体となることが認められています。学校の設置を株式会社が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。経営面、教育研究面両方の観点から具体的に記述してください。

問4 特例措置の全国化について

株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例は、その実現後、特段の弊害がないこと、あるいは弊害はあっても適切な予防措置が可能であることなどを確認することにより、全国化（特区内という限定条件を付さず、株式会社が全国どこでも学校を設置できるようにすること）が行われます。

株式会社による学校設置を認める特例の全国化について、貴自治体としてどのように考えられますか。ア～オから最も当てはまるものを1つ選ぶとともに、下記①～③の観点からその理由等を具体的に記述してください。

- ア 全国化すべきである。
イ 全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要。
ウ 全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要。
エ 全国化すべきでない。
オ わからない。

- ① 「ア 全国化すべきである。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。また、全国化する際にはどのような条件が必要と考えていますか。具体的に記述してください。
- ② 「エ 全国化すべきでない。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。
- ③ 「イ／ウ 引き続き検証が必要。」「オ わからない。」の場合、どの程度の期間・検証を経れば、判断が可能と考えますか。具体的な年数や条件について記述してください。

問5 学校法人立への移行について

既設の株式会社立学校については、学校法人立化を希望する場合、新たな学校の設置ではなく「設置者変更」として認可を行うことが可能であるなど手続きの弾力化が図られているとともに、国においても学校法人立化に向けて相談支援に取り組んでいます。

既設の株式会社立学校が学校法人立化を希望する場合、貴自治体としてどのように考えられますか。ア～エから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、下記①～③の観点からその理由等を記述してください。

ア 学校法人立化を進めていくべきである。

イ 学校法人立化をすべきではない。

ウ どちらでもよい。

エ わからない。

- ① 「ア 学校法人立化を進めていくべきである。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。また、学校法人立化するにはどのような条件や支援等が必要と考えていますか。具体的に記述してください。
- ② 「イ 学校法人立化をすべきではない。」「ウ どちらでもよい。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。
- ③ 「エ わからない。」の場合、どのような条件や検証を経れば、判断が可能と考えますか。

--

問6 その他

(1) 貴自治体において株式会社立学校の担当を行っている部局について、

- ① 担当している部局名、
 - ② 担当者の人数、
 - ③ 当該担当者の教育関係事務経験の有無
- について記述してください。

--

(2) 株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありましたら、自由に記述してください。

--

ご協力ありがとうございました。

※ 以下の質問にご回答ください。

学校設置会社が大学を設立することのなかった地方公共団体におかれましては、問1にご回答いただく必要はありません。

複数の株式会社立大学が所在した大阪市におかれては大学ごとの状況を踏まえて各質問項目にお答えください。

問1 特区計画の具体的成果

(1) 申請時に期待していた「成果」に対する認識・分析

貴自治体が認定を受けた特区計画に示された目標に関連して、株式会社立学校に係る特例措置について、計画申請当初に期待していた成果を具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該成果が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを1つ選ぶとともに、下記①、②の観点からその理由等を具体的に記述してください。なお、大阪市におかれては、所在していた株式会社立大学ごとに御回答ください(以下(2)(3)において同じ)。

ア 具体的な成果があった。

イ 成果はあると思うが、引き続き検証が必要。

ウ 成果を見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。

エ 具体的な成果はなかった。

オ 現時点ではわからない。

① 「ア」「エ」を選んだ場合、そのように考える理由・根拠について詳しく記述してください。

② 「イ」「ウ」「オ」を選んだ場合、どの程度の期間・検証を経れば、成果の有無について明確な結論を得ることが可能と考えますか、具体的な年数や条件について記述してください。

(成果)

(理由等)

(2) 申請時に期待していた「経済的社会的効果」に対する認識・分析

特区計画において学校設置事業の「経済的社会的効果」として挙げた具体の数値目標・見通し(域内の雇用創出効果、卒業生の就職、起業効果等)について具体的に記述してください。

また、学校設置後に、当該「経済的社会的効果」が実際に得られたかについて、どのように認識・分析していますか。ア～オから最も当てはまるものを1つ選ぶとともに、「経済的社会的効果」の数値と理由を具体的に記述してください。

ア 具体的な成果があった。

イ 成果はあると思うが、引き続き検証が必要。

ウ 成果は見込みがたい状況にあるが、引き続き検証が必要。

エ 具体的な成果はなかった。

オ 現時点ではわからない。

(数値目標・見通し)

(数値・理由)

(3) 課題の有無についての認識・分析

特区計画を実施していく中で、当初想定していなかった課題が生じたか。次のア～エのうち当てはまるものを1つ選ぶとともに、ア又はイを選択した場合、生じた課題の内容、その解決方法等を具体的に記述してください。

ア 想定していなかった課題が生じた。

イ 想定していなかった課題が生じたが、解決できた（できる予定である）。

ウ 特に課題は生じていなかった。

エ 現時点ではわからない。

問2 特区法の適用状況

構造改革特別区域法第12条第7項は、「認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。」と規定しています。

一部の株式会社立大学については、経営の状況の悪化等の理由によりキャンパスの閉鎖や学部廃止などが実施されましたが、貴自治体ではどのような措置を実施しましたか。また、その際、株式会社が学校を設置することにどのような問題があると思われましたか。

問3 株式会社による学校設置事業について

通常は、学校の設置主体は、国、地方公共団体及び学校法人に限られますが、特区においては株式会社が設置主体となることが認められています。学校の設置を株式会社が行うことについて、どのような利点又は弊害があると考えますか。経営面、教育研究面両方の観点から具体的に記述してください。

問4 特例措置の全国化について

株式会社による学校設置をはじめとした特区制度上の特例は、その実現後、特段の弊害がないこと、あるいは弊害はあっても適切な予防措置が可能であることなどを確認することにより、全国化（特区内という限定条件を付さず、株式会社が全国どこでも学校

を設置できるようにすること）が行われます。

株式会社による学校設置を認める特例の全国化について、貴自治体としてどのように考えられますか。ア～オから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、下記①～③の観点からその理由等を記述してください。

ア 全国化すべきである。

イ 全国化すべきであると思うが、引き続き検証が必要。

ウ 全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要。

エ 全国化すべきでない。

オ わからない。

① 「ア 全国化すべきである。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。また、全国化する際にはどのような条件が必要と考えていますか。具体的に記述してください。

② 「エ 全国化すべきでない。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。

③ 「イ／ウ 引き続き検証が必要。」「オ わからない。」の場合、どの程度の期間・検証を経れば、判断が可能と考えますか。具体的な年数や条件について記述してください。

--

問5 学校法人立への移行について

既設の株式会社立学校については、学校法人立化を希望する場合、新たな学校の設置ではなく「設置者変更」として認可を行うことが可能であるなど手続きの弾力化が図られているとともに、国においても学校法人立化に向けて相談支援に取り組んでいます。

仮に、既設の株式会社立学校が学校法人立化を希望する場合、貴自治体としてどのように考えられますか。ア～エから最も当てはまるものを一つ選ぶとともに、下記①～③の観点からその理由等を記述してください。

ア 学校法人立化を進めていくべきである。

イ 学校法人立化をすべきではない。

ウ どちらでもよい。

エ わからない。

① 「ア 学校法人立化を進めていくべきである。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。また、学校法人立化する際にはどのような条件や支援等が必要と考えていますか。具体的に記述してください。

② 「イ 学校法人立化をすべきではない。」「ウ どちらでもよい。」に該当する場合、そのように考える理由・根拠について、詳しく記述してください。

③ 「エ わからない。」の場合、どのような条件や検証を経れば、判断が可能と考えますか。具体的に記述してください。

--

問6 その他

株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありました

たら、自由に記述してください。

--

ご協力ありがとうございました。

(書面調査票 2-4)
学校法人立化した元株式会社立学校 (大学関係)用

貴法人に関し、ご回答・資料提供いただけますようお願いします。

〈 調 査 事 項 〉

I. 経 営 方 針 等

問 1 初年度学生等納付金額

平成30～令和4年度入学者に係る学生・生徒等の納付金の金額等について、別添の回答様式1により、データを入力してください。

問 2 在学者の状況

次の事項について、別添の回答様式2により、数値データを入力してください。

- ① 令和4年5月1日現在における各学部・学科、課程、研究科ごとの在学者数
- ② 平成30～令和4年度の入学者に係る入学志願状況及び在籍状況

問 3 教育研究経費

平成29～令和3年度の支出の状況について、教育研究経費比率（教育研究経費/収入の部合計）を記述してください。その場合、教育研究経費には校地・校舎借料を除いて計算してください。また、今後どのようにして教育研究経費を充実していく予定ですか。目標とする教育研究経費比率と併せて具体的に記述してください。

教育研究経費比率： (今後の予定)

問 4 教育活動収支差額がマイナスの場合の対応の状況

教育活動収支差額がマイナスの場合、どのようにして補填していますか（あるいは、補填を予定していますか）。別添の回答様式3により、年度ごとに、額及び補填方法を具体的に記述してください。

問 5 学校の規模に関する計画の履行状況

株式会社立大学については、学部の閉鎖やキャンパスを閉鎖する事例が散見されるところですが、貴法人では当初の計画に比べて、学校数・募集定員・教員数の増減など、学校の規模に関して変更又は変更の予定はありますか。変更（の予定）がある場合には、その内容、理由、変更（予定）時期を具体的に記述してください。

--

問 6 学校法人化の理由

貴法人においては、株式会社立から学校法人立へ設置主体が移行しました。学校法人立へ移行した理由を具体的に記述してください。

--

問7 学校法人立へ移行した結果、経営面や教育研究面においてどのようなメリットあるいはデメリットがあったと考えられますか。具体的に記述してください。

--

Ⅱ. 教育・研究活動等

問 8 教学組織

貴法人の設置する学校における（教育・研究面に関して審議するための）教学組織（例えば、「教授会」など）について、以下の点について、回答してください。

- ① 設置根拠（当該組織を設置することの根拠となっている内部規定。例：教授会規定）
- ② 構成メンバー
- ③ 議決方法・定足数
- ④ 審議事項
- ⑤ 開催状況（週・月・年に○回）、開学以降の平均出席率（出席者数／構成メンバー）
- ⑥ 開催方法（対面、テレビ会議など）

--

問 9 教員との契約等（契約の形態・待遇）

常勤の教員を採用するに当たり、締結している契約等に関して、

- ① どのような契約形態か（（例）労働（雇用）契約、業務委託契約など）
- ② どのような待遇条件か（（例）報酬 月額○○円）

について、具体的に記述してください。

※ ②については、必ずしも全ての教員に関する網羅的な情報でなくとも結構です。

--

問 10 教員の配置状況

教員の配置状況（教授・准教授・講師・助教の区分ごとの専任教員数（うち、実務家教員の割合も含む））、平均給与額について、別添の回答様式 4に沿って記述してください。

問 11 教職員研修

貴学に在籍する教職員に対して、どのようなFD・SDを行っていますか。具体的にご回答ください。

--

問 12 自己点検評価結果の公表

大学は、その教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされています（学校教育法第109条第1項）が、貴法人におかれては、自己点検評価結果の公開について、どのような情報を、どのような人々に向け、どのような媒体・手段を用いて取り組んでいますか、具体的に

記述してください（ホームページ等で公開している場合は、URL等をあわせて記述してください）。

--

問 1 3 株式会社による学校設置について、指摘しておきたい点、懸念する問題等がありましたら、自由に記述してください。

--

〈 資 料 依 頼 〉

貴法人において作成等された以下の書類をご供与くださいますよう、お願いします。

- (１) 直近５年間の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書及びこれらの明細表）
- (２) 直近５年間の事業報告書(理事会の開催実績及び概要を含む)
- (３) 法人の平成３０～令和４年度予算書及び事業計画書
- (４) 令和４年４月１日から９月３０日までの期間に係る法人全体の決算の状況（中間決算、令和４年度第一四半期決算など）
※ 必須ではございませんが、作成されている場合は御提出ください。
- (５) 教職員(常勤・非常勤)に適用される就業規則、給与規程・退職金規程、労働時間規程、安全衛生規則等
- (６) 募集要項、入学案内、学則、学生便覧
- (７) カリキュラム一覧（科目ごとの授業期間、授業時間数、講義／演習／実習／卒業研究などの区分）
- (８) シラバス一覧
- (９) 教員一覧表（担当科目、保有学位、教授／准教授／講師／助教の区分、専任／兼任の区分など）
- (１０) 教員の研究実績・業績を示す資料（発表された論文数・引用状況など）
- (１１) 学校に対する学生・教員の満足度に関する指標など
- (１２) 教授会規程（「成績評価に関する細則」等下部規程に委ねているものがある場合は、それを含む）
- (１３) 各年度の各学部・学科、課程、研究科ごと卒業生の数及び進路（就職先・進学先）の一覧
- (１４) 学校教育事業の事務組織表
- (１５) 寄附行為
- (１６) 学校施設全体の配置図・部屋割り図（「学校建物構造用途別面積一覧」を含む）
- (１７) 校地・校舎全体の権利書又は賃貸借契約書などの写し

- (1 8) 学校の各種施設の利用案内・利用状況
- (1 9) 図書館関係（閲覧室（座席数）、レファレンス・スペース、蔵書数、視聴覚教材等）
- (2 0) 成績評価基準
- (2 1) 教員選考基準
- (2 2) 学校が自ら行っている自己点検評価結果及び認証評価機関によるこれまでの認証評価結果全て（専門職大学院について、当該専門職大学院の課程の分野の認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合には、文部科学大臣の定める措置の実施状況について）

ご協力ありがとうございました。

【別添】

様式 1（問 1 関係）

【平成 30 年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1 人 当 た り 額（千円）						受 験 料 （千円）	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 （ ）	合 計		

【令和元年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1 人 当 た り 額（千円）						受 験 料 （千円）	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 （ ）	合 計		

【令和 2 年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1 人 当 た り 額（千円）						受 験 料 （千円）	該 当 入学者数
	授 業 料	入 学 料	施設設備 費	実験実習 費	そ の 他 （ ）	合 計		

【令和3年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1人当たり額（千円）						受験料 （千円）	該当 入学者数
	授業料	入学料	施設設備 費	実験実習 費	その他 （ ）	合計		

【令和4年度】

学部・学科 研究科等 の名称	1人当たり額（千円）						受験料 （千円）	該当 入学者数
	授業料	入学料	施設設備 費	実験実習 費	その他 （ ）	合計		

【備考】

- i) 「1人当たり額」欄に記入する金額は、千円単位（千円未満は四捨五入すること）とし、年額を記入してください。試験入学、推薦入学、キャンパスその他で納付金の額が異なる場合についても、それぞれの区分ごとに別々に記入してください。

- *「授業料」； 履修単位数に応じて授業料が加算される、いわゆるクレジット制を採用する学部・学科、研究科等については、初年度に平均的に履修する単位数に1単位当たり料金を乗じて得た額を記入してください。
- *「入学料」； 1年次入学生の入学料を記入してください。
- *「施設設備費」； 名称のいかんにかかわらず、施設設備の建設、維持等の目的で徴収する納付金の額（2種以上の場合はその合計額）を記入してください。
- *「実験実習費」； 体育実習費、調理実習費等の実験実習に要する経費として徴収する納付金の額（2種以上の場合はその合計額）を記入してください。
- *「その他」； 上記以外の納付金（図書費、暖房費等、2種以上の場合はその合計額）を記入し、納付金の名称を（ ）に記入してください。

- ii) 「受験料」欄には、入学試験の受験料を記入してください。

- iii) 「該当入学者数」欄には、当該年度の入学者のうち、当該納付金額が適用される学生・生徒等の数を、記入してください。

様式2（問2関係）

① 各学部・学科、課程、研究科ごとの在学者数〔令和4年5月1日現在〕

〔学部等の名称：（課程：制）〕

学部等計	第1学年	第2学年	(第3学年)	(第4学年)
人	人	人	人	人

〔学部等の名称：（課程：制）〕

学部等計	第1学年	第2学年	(第3学年)	(第4学年)
人	人	人	人	人

〔学部等の名称：（課程：制）〕

学部等計	第1学年	第2学年	(第3学年)	(第4学年)
人	人	人	人	人

② 入学志願状況及び在籍状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	学部・学科、課程 研究科ごとの内訳		
						〔学部等の名称〕	〔学部等の名称〕	〔学部等の名称〕
募集人員 (a)	人	人	人	人	人	人	人	人
志願者数	人	人	人	人	人	人	人	人
受験者数	人	人	人	人	人	人	人	人
合格者数	人	人	人	人	人	人	人	人
入学者数 (b)	人	人	人	人	人	人	人	人
募集人員充足率 (b/a)	%	%	%	%	%	%	%	%
定員計 (c)	人	人	人	人	人	人	人	人
在籍者数計 (d)	人	人	人	人	人	人	人	人
在籍率 (d/c)	%	%	%	%	%	%	%	%

中退者数 R4.12.1まで	人	人	人	人	人	人	人	人
-------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

様式 3（問 4 関係）

○ 教育活動収支差額がマイナスの場合の補填状況

年度	予定の 場合 を記入	補填額 (万円)	補填方法(記載例：金融機関からの借入れ)

様式 4（問 10 関係）

教員の配置状況（令和 4 年 5 月 1 日現在）

[平成 30 年度]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 （うち、実務家教 員の人数）	
教 授	人	人（ 人）	
助教授	人	人（ 人）	
講 師	人	人（ 人）	
助 教	人	人（ 人）	

[令和元年度]

	配 置 数		平均給与額
		専任教員数 （うち、実務家教 員の人数）	
教 授	人	人（ 人）	
助教授	人	人（ 人）	
講 師	人	人（ 人）	
助 教	人	人（ 人）	

[令和 2 年度]

	配 置 数	
--	-------	--

	専任教員数 (うち、実務家教員 の人数)		平均給与額
教 授	人	人 (人)	
助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

[令和3年度]

	配 置 数		平均給与額
	専任教員数 (うち、実務家教員 の人数)		
教 授	人	人 (人)	
助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

[令和4年度]

	配 置 数		平均給与額
	専任教員数 （うち、実務家教員の人数）		
教 授			
	人	人（人）	

助教授	人	人 (人)	
講 師	人	人 (人)	
助 教	人	人 (人)	

④評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。 第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。 第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。 2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。 （1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 （2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。 学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 （2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 （文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。） 4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。 また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。 5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。

	6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあつては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあつては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。 なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。 7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。 8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。 9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。 (1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）） (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）） (3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）） (4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）） (5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号）） 10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。 11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。 (1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。 (2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。 2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。 3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

⑤評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定された特区計画に基づいて、一定の要件を満たす株式会社（以下「学校設置会社」という。）は学校を設置することができます。

学校設置会社は、業務状況書類等を作成し、入学希望者等の請求に応じて閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について評価を行い、その結果を公表するとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の設置認可等については、特区法第12条第8項の規定に基づき、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校の設置については、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上での文部科学大臣による認可が必要となります。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）特別の事情に対応するための教育・研究等について

- ① 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記②に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を

設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が添削指導、面接指導及び試験（以下「面接指導等」という。高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合等についても、それらの活動が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。これについて、学校と異なる教育施設において、当該学校の看板が掲げられていたり、学校が備えるべき表簿が保管されていたり、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者に添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行わせたりしているなど、学校設置事業と学校と異なる教育施設による教育事業とが渾然一体となった運営がなされることは不適切です。なお、学校設置会社が、学校設置事業とは別に、学校教育以外の活動（学校教育での指導について生徒の理解を深めるための解説など）を行うことは差し支えありません。

また、特区計画を策定するに当たっては、次に掲げる関連通知の内容を踏まえて策定する必要があります。詳細は担当省庁にお問い合わせください。

- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成24年9月21日付け24文科初第580号）
- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成29年1月27日付け府地事第78号、28文科初第1401号）
- ・ 学校設置会社が通信制の課程を置く高等学校を設置する場合にあつては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（平成28年9月30日付け28文科初第913号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について（通知）」（平成30年3月23日付け29文科初第1765号）及び「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日付け2文科初第2124号）

（注）学校においては、学校教育法や同法に基づく学習指導要領など、法

令に基づく適切な教育を実施する必要があります。このため、認定地方公共団体においては、4.(2)③及び⑤のとおり、学校への適切な指導・助言が可能となるよう、審議会等において学校設置会社による学校設置事業の運営状況について審議するとともに、認定地方公共団体の事務局に学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置し又は協定に基づき都道府県より学校に対する指導監督に係る指導、助言等を受けるなどにより、適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ② 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別の事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根ざした産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケース等が考えられます。
- ③ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者等の利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるに当たっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施及びその結果の公表（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

(2) 学校設置会社の資産要件及び役員要件について

- ① 上記2. にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置会社の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）です。（特区法第12条第2項）
- ② 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準等既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準は文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。認定地方公共団体が審査基準を定める際には、当該認定地方公共団体を包括する都道府県の定める私立学校審査基準も参考にすることが求められます。なお、平成19年に、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置事業が全国展開されており、

地方公共団体からの校地・校舎の借用などによっても学校の設置ができることになっています。

- ③ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、特区法の規定（第12条第2項）のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、特区計画の申請までの間や学校の認可等を行う際に、審議会等による面接や履歴書の確認等により、個別具体的に判断することとなります。

（３）情報公開について

- ① 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
- ② また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年3月31日文部科学省令第17号））には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

（４）評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等に照らして、当該学校の学校経営面、教育面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。具体的には次のような評価項目が考えられます。
- ・学校の教育活動及び管理運営に係る状況（学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等への適合性 等）
 - ・構造改革特別区域法の遵守状況（構造改革特別区域内で学校の教育活動が実施されていること 等）

- ・ 学校設置会社の経営に関する状況（資産要件の適合性、学校設置会社が発行する株式の状況）
- ・ 学校設置会社の役員の状況
- ・ 通信制課程を置く高等学校を設置する場合であって、高等学校通信教育規程第3条に定める通信教育連携協力施設を設置する場合には、学校と当該施設との協力・連携状況

また、評価の実施に当たっては、教育や会社経理に関し学識経験を有する外部専門家を加えるなど、評価の客観性・専門性の確保に留意する必要があります。

- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、可能な限り迅速かつ詳細な公表が望まれます。なお、公表の方法については、インターネットによるなど、広く社会一般からアクセスしやすいものであることが望まれます。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、特区認定とは別に、文部科学大臣による学校の設置認可を受ける必要があります、その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様の質保証システムに対応することが求められます。設置認可等の結果付される「附帯事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。

（５）セーフティネットについて

- ① 学校の経営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、在学者の適切な修学を維持することができるように、認定地方公共団体は、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、当該学校の教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことが求められます（特区法第12条第7項）。

具体的には、近隣の学校への転学のあっせんのほか、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受け入れること等、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置することや、適切な情報提供を行うこと、学校設置会社に対し適切な対応を要請すること等も考えられます。

（６）審議会等について

- ① 審議会等は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の

長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれるものです。

加えて、審議会等は、事務局の専門的知識を補完するとともに、第三者機関として学校設置会社の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制を含むその指導監督全般についてチェック機能を発揮することを通じて、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルを確実に実施するための中心的な役割を担うことが期待されているものです。

② このため、審議会等の構成員については、少なくとも設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者（学校の種類に応じた教育について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、当該学校の種類の教育に関わる分野を専門とする大学教授（教育学者）、当該学校の種類の校長経験者などを想定）、会計に関し学識経験を有する者（会計について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、会計学を専門とする大学教授、公認会計士、税理士などを想定）が、それぞれ1名以上含まれていることが必要となります。

③ また、審議会等の審議対象事項には、学校設置事業の運営状況（学校の教育活動及び管理運営に係る状況、構造改革特別区域法や学校教育関係法令の遵守状況、学校設置会社の経営状況並びに役員要件適合性等）はもとより、地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれていることが必要となります。

④ 認定地方公共団体が審議会等の構成員を任命するに当たっては、認定地方公共団体の学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督の中で審議会等の果たすべき役割を説明し、その理解を得て構成員に就任していただくことが重要です。審議会等の構成員の改選後の審議会の会議において、これらについて説明を行うことも有効と考えられます。

また、審議会等による審議が円滑かつ効果的に行われ、その求められる役割を十分に果たすことができるよう、審議会等における審議に際しては学校の運営状況や学校設置会社の経営状況等に係る一次資料を提供する、あるいは、審議会等による学校の現地調査の機会を定期的に設けるなど、審議会等として、より直接的かつ詳細に学校の実態を把握することが可能となるように努めてください。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 通信制の課程を置く高等学校の設置事業を行う場合には、特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄に、添削指導、面接指導及び試験ごとに、

それぞれの実施方法及び実施場所を明らかにしてください。また、連携施設を設ける場合には、これらの施設との連携・協力内容について記載するとともに、構造改革特別区域外の施設で面接指導等を行わないことを明らかにしてください。

(2) 特区計画(別紙)「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の事項を記載してください。

- ① 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
- ② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
- ③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に審議会等の構成及び審議事項
 - ・審議会等の構成員については、その数、構成員の属性を記載してください。その際に、構成員として、少なくとも学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が必ず任命されることが明らかになるように記載してください。
- ④ セーフティネットの整備に向けた取組
- ⑤ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に於ける学校設置事業に対する適切な指導監督体制が確保されていること
 - ・地方公共団体においては、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置事業に対して適切な指導監督体制が確保されている必要があります。したがって、少なくとも(ア)と(イ)のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保することを客観的かつ具体的に明らかにしてください。
 - (ア) 地方公共団体において、学校設置会社の設置する学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること
 - (イ) 特区計画に記載された構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること
 - (注) 本特例措置を活用して設置された学校において、違法・不適切な学校運営が行われ、生徒に不利益を負わせるような事態を招き、認定地方公共団体に対して構造改革特別区域法第8条の規定に基づく措置要求が行われた事案を踏まえ、地方公共団体においては、同様の事態が生じないよう、学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保することが必要となります。
 - ・「適切な指導監督体制」とは、設置する学校の学校種、教育上の特別のニ

一ズ、学校運営の特徴など学校設置事業の内容に応じて、個別具体的に判断されることとなります。なお、設置する学校が通信制の課程を置く高等学校である場合にあっては、収容定員や通信教育を行う区域、連携施設数等を踏まえて、学校教育法その他の関係法令やガイドラインに基づき、適切な学校運営を担保するための指導監督を行うことができる体制について、客観的かつ具体的に記載してください。

- ⑥ 学校設置会社において、各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産を有すること（資産要件）が確保されていること

- ⑦ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が役員要件に適合することを確認していること

・確認方法の例としては、審議会等による面接や役員の履歴書の確認等が考えられます。また、役員が交代する場合も役員要件に適合していることを確認することが必要となりますので、役員交代時の役員要件の適合性について審議会等において審議する、役員の状況について地方公共団体への届出事項として取り扱う等の対応が望ましいです。

- ⑧ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること

・学校設置会社においては、当該学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努める旨を記載してください。

（３）その他

- ① 学校（大学・大学院及び高等専門学校を除く。）の設置認可は、認定地方公共団体により、学校教育法やその政省令、認定地方公共団体が策定した設置認可基準等の客観的な基準に基づいて行われる必要があります（なお、文部科学省が定める学校設置基準は、設置時における最低の基準であり、学校は、設置後も引き続きこの基準を維持しつつ、更なる水準の向上を図ることに努めなければなりません。②において同じ。）。

- ② 特区計画の内容が、大学・大学院及び高等専門学校の設置又は収容定員に係る学則変更等に関するものである場合、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣の認可を得ることが必要となります。また、大学の学部、大学院の研究科の設置等であって、学位の種類や分野の変更を伴わず、認可でなく届出を要するものについても、特区計画の変更の認定後、別途、文部科学大臣への届出を行う必要があります。上記のいずれについても、当該認可申請又は届出に先立ち内閣総理大臣より特区計画の認定を受けることが必要です。

5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

- (1) 審議会等の設置要綱等の案
- (2) 学校設置事業を所管する認定地方公共団体の事務局の組織図、担当職員が専門的な知識及び経験を有することを示す資料、及び各担当職員の勤務形態（専任・兼任、常勤・非常勤（非常勤の場合は勤務日数）等）が分かる資料
- (3) 4. (2) ⑤（イ）に記載する協定文書（締結する場合に限る。）
- (4) 学校設置会社において、各種設置基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有することが確認できる資料